

第19期東村山市社会教育委員会議（第18回）次第

日 時 平成25年1月23日（水）

午後7時から

場 所 いきいきプラザ教育委員会室

1. あいさつ

2. 報告事項

（1）東村山市成人の日のつどい

3. 協議事項

（1）（仮称）東村山市生涯学習計画への意見反映

- （仮称）東村山市生涯学習計画（案）について

4. その他

（1）第20回会議日程について

- 平成25年3月 日（ ） 午後7時から 教育委員会室

第19回会議日程

日時：2月18日（月）午後7時から

教育委員会室

東村山市生涯学習計画（案）

平成25年1月21日

東村山市教育委員会

も く じ

第1章 生涯学習計画の概要	4
第1節 生涯学習の理念と経緯	5
第2節 東村山市における生涯学習の目的	6
第3節 生涯学習の位置付けと計画の期間	6
1 国の法令・東京都の施策との関連	6
2 第4次総合計画・各種計画との関連	6
3 第4次総合計画・各種計画の位置関係図	7
4 計画の期間	8
第2章 生涯学習をめぐる現状と課題	9
第1節 生涯学習を取り巻く主な社会の背景	10
第2節 生涯学習に関する主な動向	11
1 国における取り組み	11
(1) 教育基本法の改正	11
(2) 社会教育関連法令の改正	11
(3) 中央教育審議会の答申	12
(4) 教育振興基本計画の策定	12
2 東京都における取り組み	13
(1) 東京都生涯学習審議会の答申	13
(2) 東京都教育ビジョンの策定	13
(3) 第2次東京都教育ビジョンの策定	13
第3節 東村山市における現状と課題	14
1 東村山市の社会教育行政のあゆみ	14
(1) 市立図書館のあゆみ	15
(2) 市立公民館のあゆみ	16
(3) ふるさと歴史館のあゆみ	17
(4) 東村山市における社会体育のあゆみ	18
(5) 東村山市における社会教育のあゆみ	19
2 東村山市の現状と方向性	20
3 東村山市の生涯学習推進上の課題	20
(1) 地域における教育力と家庭教育力の向上	20
(2) 市民の要望する学習機会の提供と市民参加の促進	21
(3) 地域人材の育成と活用	22
(4) 地域団体・グループ活動への支援	22
(5) 学習情報のわかりやすい提供	23
(6) 社会教育施設の整備と充実	23

第3章 東村山市の生涯学習計画の基本的な考え方と基本目標	24
第1節 東村山市の第4次総合計画における基本的な考え方	25
第2節 東村山市の生涯学習計画の基本目標	26
第3節 施策の体系化	27
第4章 生涯学習の施策の展開と目指すべき方向性	29
基本目標1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援	
目標1 家庭・乳幼児への教育支援	
小項目施策1 家庭教育支援の充実	30
小項目施策2 乳児・幼児の生活習慣の向上	31
目標2 自立に向けた学習基盤の育成	
小項目施策1 基礎学力の向上	32
小項目施策2 ICT活用による教育の推進	33
小項目施策3 特別なニーズに対応した教育の推進	34
目標3 子ども・若者への教育支援	
小項目施策1 子どもの学校外活動の推進	35
小項目施策2 若者への支援の推進	36
基本目標2 多様な生涯学習の展開と支援	
目標1 健康づくりへの支援	
小項目施策1 健康を基本とした学習の推進	37
小項目施策2 正しい食生活習慣の推進	38
目標2 とともに生きる社会を築く教育の支援	
小項目施策1 多様な人権を理解する教育の推進	39
小項目施策2 障害を理解する教育の推進	40
小項目施策3 多文化・多言語教育の推進	41
目標3 市民力を高める学習機会の推進	
小項目施策1 こころ豊かに学び合う教育の推進	42
小項目施策2 地域の特色を学ぶ教育の推進	43
小項目施策3 市民の文化・芸術活動の振興	44
小項目施策4 市民の生涯スポーツの振興	45
目標4 暮らしやすい生活を送るための教育	
小項目施策1 安全教育の推進	46
小項目施策2 環境教育の推進	47
小項目施策3 消費生活教育の推進	48
小項目施策4 ごみの減量とリサイクル教育の推進	49
目標5 施設の充実と整備	
小項目施策1 社会教育施設等の活用と整備	50
小項目施策2 学校施設の活用と整備	51

基本目標 3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 1 地域で活動する団体の育成と活用

- 小項目施策 1 社会教育等各種団体の活動の充実 5 2
- 小項目施策 2 地域コミュニティの活性化 5 3
- 小項目施策 3 地域の連携・団体間の交流拡大と協働の推進 5 4

目標 2 地域で活躍できる人材の育成と活用

- 小項目施策 1 地域で活動できるリーダーの養成 5 5
- 小項目施策 2 高齢者が地域で活躍できる事業の推進 5 6
- 小項目施策 3 人材バンク事業の推進 5 7
- 小項目施策 4 ボランティア活動の推進 5 8

基本目標 4 生涯学習の基盤整備

目標 1 生涯学習推進のネットワークづくり

- 小項目施策 1 生涯学習を推進するための諸施策整備 5 9
- 小項目施策 2 情報の収集と発信 6 0

目標 2 「知の循環型社会」の構築

- 小項目施策 1 学習の成果を活かす機会の充実 6 1

資料編 6 2

関連用語等の解説 6 3

用語の後の（＊）は、資料編に関連用語等の解説を掲載しています。

みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち

第1章

生涯学習計画の概要

第1節 生涯学習の理念と経緯

我が国においては、昭和56年6月11日発出の中央教育審議会答申「生涯教育について」において初めて生涯学習に関する考え方が示されました。その後、臨時教育審議会（昭和59年～62年）において、「生涯教育」の言葉が「生涯学習」という表現に変わり、学習者の立場を尊重する社会の実現がはかれるようになりました。

一般的に、生涯学習といわれる考え方は、昭和40年にユネスコ本部の成人教育国際委員会においてポール・ラングランが初めて提唱したもので、日本には「生涯教育」として紹介されました。これを受けて、中央教育審議会は、「生涯教育について」という答申を出し、我が国における「生涯教育」の指針を示しました。この中では、「各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と述べられ、我が国における生涯学習の概念がスタートいたしました。

その後、昭和59年から昭和62年にかけての臨時教育審議会では、「生涯教育」という言葉に替わり「生涯学習」という表現を用いて、学習者の立場を尊重する「生涯学習社会」（*）の実現を提唱しました。平成2年には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき国に生涯学習審議会が設置され、平成4年には、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申がなされました。この中で、「生涯学習社会」の実現を目指すべきと提言しており、この考え方はそれ以降の生涯学習審議会にも引き継がれ、文教行政の政策目標の1つとなりました。

平成18年には、昭和22年に制定された「教育基本法」が60年ぶりに改正されました。その中で、生涯学習についての条項が第3条として新規に追加されました。その条文には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。この条文は、生涯学習に関する条件整備を社会的に進めていく法的根拠となりました。これまでの教育基本法で掲げられてきた、人格の完成や個人の尊厳など普遍的な理想は大切にしつつ、生涯学習の理念が規定されたのです。

第2節 東村山市における生涯学習の目的

これまで東村山市では、生涯を通して学び、豊かな人間性と郷土愛を育むため、さまざまな生涯学習振興施策に取り組んできました。

この計画は、東村山市第4次総合計画が目指す「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現に向けて、生涯学習の基礎づくりの場である学校教育を基に、市民と行政が一体となり、市民の一人一人が主体的に生涯にわたって学び続けることができる学習の機会を一層充実させ、豊かな地域づくりに向け、本市の生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とします。

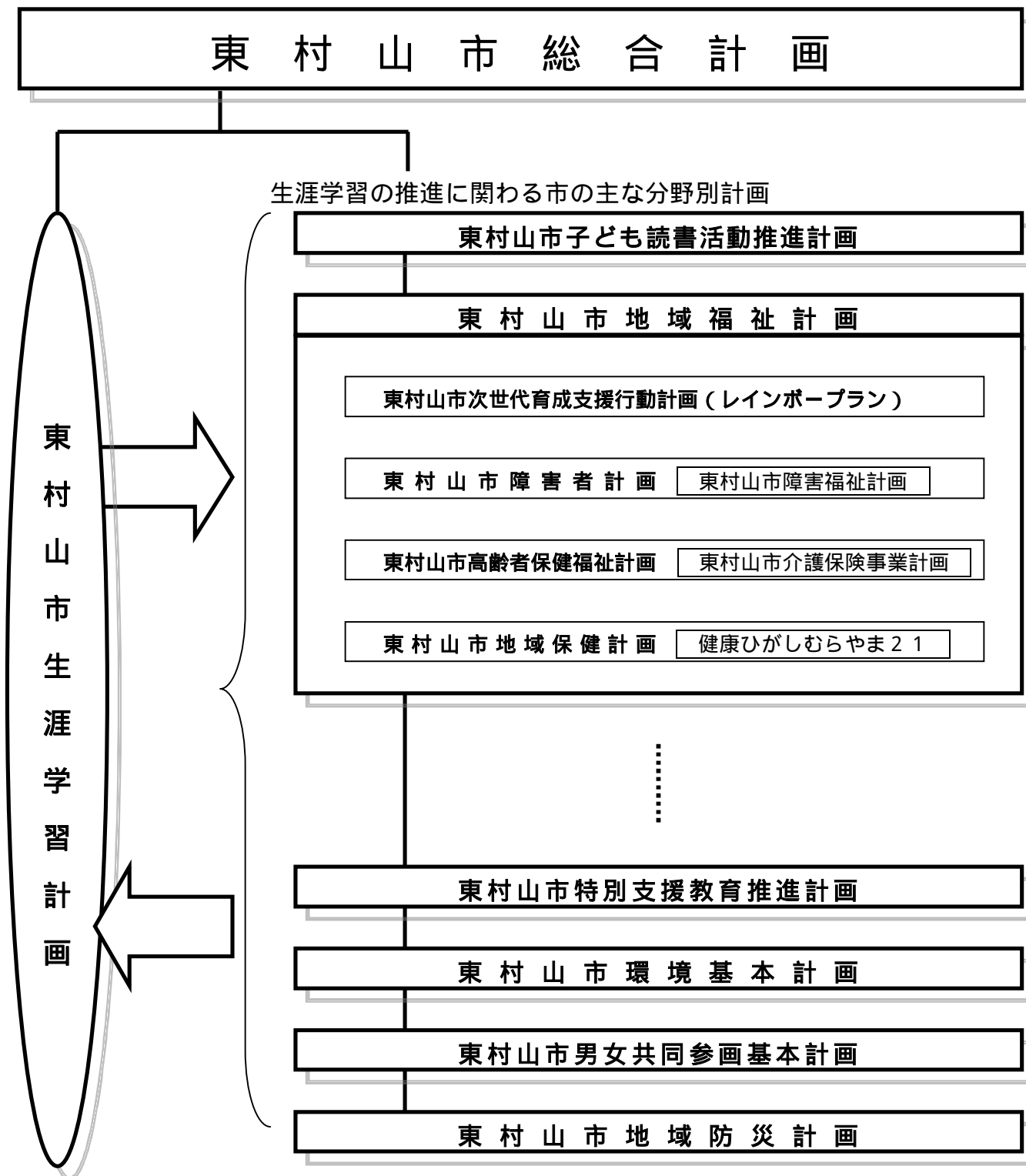
第3節 生涯学習計画の位置付けと計画の期間

1 国の法令・東京都の施策との関連

本計画は、教育基本法・社会教育法などの法令の趣旨を踏まえ、文部科学省・生涯学習協議会等の答申や東京都が行った施策や提言との整合性を考慮し策定しました。

2 第4次総合計画・各種計画との関連

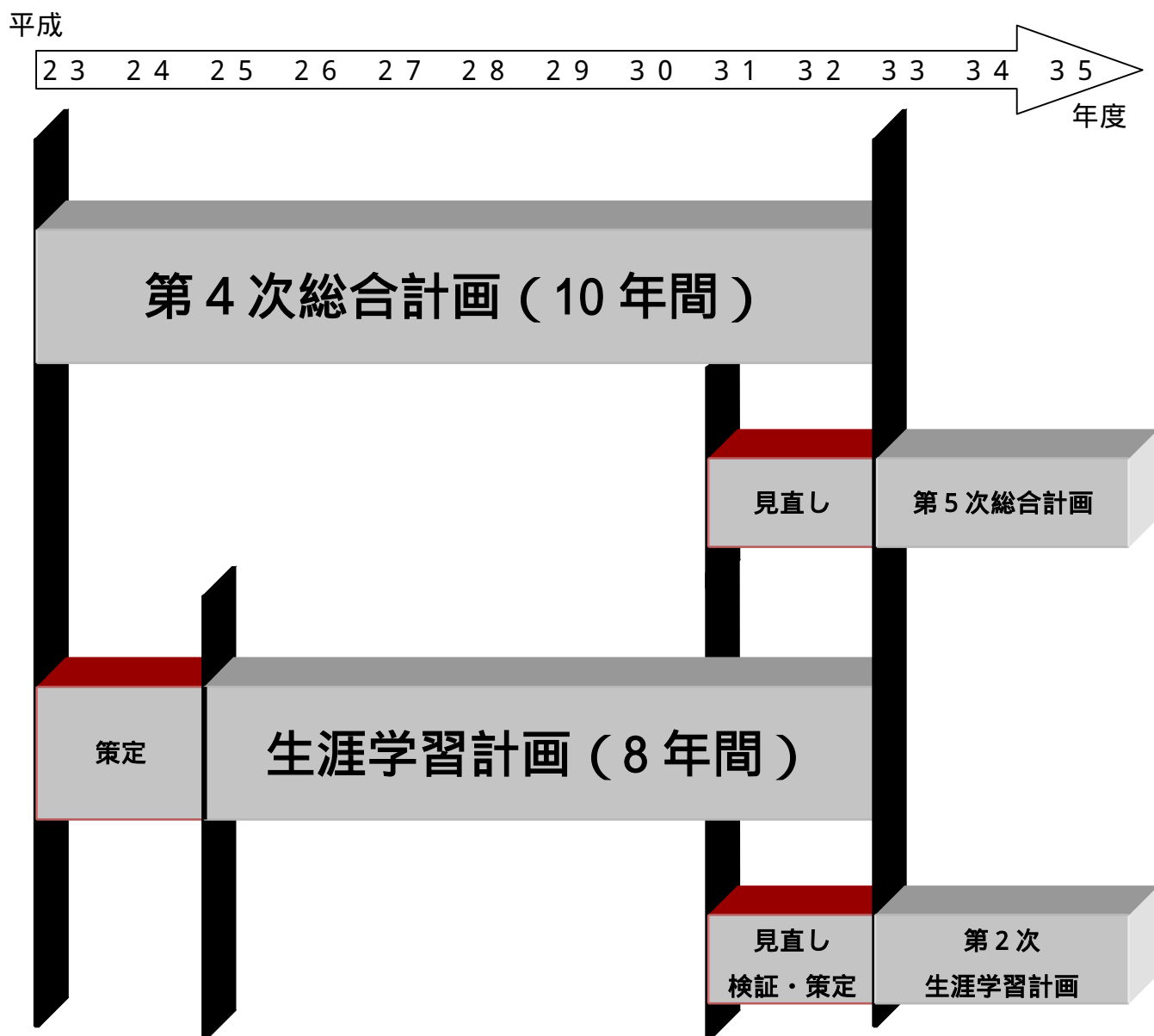
本計画は、東村山市第4次総合計画に掲げられた分野別計画です。第4次総合計画が最上位計画として位置付けられており、その趣旨や理念のもとに、他の各種計画との整合を図ります。



4

計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を初年度として、平成32年度を最終年度とする8年間とします。



次期の生涯学習計画を策定する上では、東村山市の最上位計画である東村山市第5次総合計画の策定方針や過程・考え方を尊重し、新たに生涯学習計画を策定する必要があります。そのため、平成31年度より、見直しのための作業する計画としています。

第2章

生涯学習をめぐる現状と課題

第1節 生涯学習を取り巻く主な社会の背景

平成元年4月に、当時の文部大臣は、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」を中央教育審議会に諮問しました。諮問の理由は、社会の変化に適切に対応した教育を実現するため、中長期的展望に立って制度上の諸問題について不断に検討していくことが必要であるからとしています。その中で、「生涯学習については、人々の学習需要の高度化・多様化に応じて体系的な振興方策を樹立することが求められている。」と述べています。

この答申では、「生涯学習の基盤整備の必要性」と「生涯学習の基盤整備のための施策」について触れられています。前者においては、それまでの社会的な流れであった、学校教育への過度の依存に伴う学歴偏重の弊害が生じており、今後はこれを是正して、人々が生涯にわたって学習し、その成果を正当に評価する社会を築くことが重要であると述べています。後者においては、生涯学習の基盤整備のための施策として、国・都道府県・市町村における生涯学習の推進体制、地域の生涯学習の中心機関、生涯学習重点地域、民間教育機関事業の支援の在り方について述べています。

平成の世となり四半世紀余りが経過した今、人々の学習需要は、ますます高度化・多様化しています。また、「社会の要請」と「個人の要望」に基づく、新たな学習ニーズへの対応も必要となっています。特に、21世紀は、著しく急速な科学技術の高度化や情報化等により、新しい知識が、社会のあらゆる領域で基盤となり重要度を増しています。

現在の日本が抱える問題は、若年無業者の増加、家庭や地域社会における教育力の低下などの問題や、戦後日本における民主主義国家の多様化したニーズなど、国の根幹を脅かしかねない重大な事柄が数多く存在します。この様々な問題に対して、国はもとより都道府県や区市町村は、生涯学習をキーワードに地域の教育力の向上を図る施策も展開しながら、解決の糸口を導き出すため、個人の自由な学習活動を保障・支援し、持続可能な社会の構築を図っていく必要があります。

第 2 節 生涯学習に関する主な動向

1 国における取り組み

(1) 教育基本法の改正

社会的な背景を受け平成 18 年に、教育基本法が全面改正されました。日本の教育の現状と課題は、戦後教育で概ね成功したといえます。しかし、戦後 60 年を経て教育を取り巻く環境は大きく変わりました。社会全体では、科学技術が進歩し、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進み、社会全体の規範意識が低下しました。また、家庭では、教育力の低下、育児に不安や悩みを持つ親の増加。学校では、いじめ、校内暴力などの問題行動、質の高い教員の確保。地域社会では、教育力の低下、近隣住民間の連帯感の希薄化、地域の安全・安心の確保。子どもたちは、基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下や学力低下傾向、体力の低下、社会性の低下、規範意識の欠如など、様々なものがあります。

教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの基本理念に加えて、知・徳・体の調和のとれた生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指しています。

そのような中で、生涯学習の理念が、改正された教育基本法の第 3 条で明文化されました。これは、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や価値観の多様化などに伴って生涯学習の重要性が高まっていることの表れと言えます。

(2) 社会教育関連法令の改正

平成 18 年の教育基本法の改正を受け、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館・図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定の整備を目的に、平成 20 年には、社会教育法・図書館法・博物館法が改正されました。特に、改正された社会教育法においては、国及び地方公共団体に、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、適切に対応するために必要な学習の機会の提供及び奨励を行うこと、また、学校・家庭・地域住民やその他（大学・NPO・企業など）の連携協力の促進を図って、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めることが責務であると示されています。

(3) 中央教育審議会の答申

平成20年2月の中央教育審議会生涯学習分科会で、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～ 知の循環型社会の構築を目指して ～ 」を答申し、目指すべき施策の方向性と具体的方策について示しています。答申までの間には、国の動きとしても、前述したとおり「教育基本法」の改正が行われ、生涯学習の理念（第3条）が新しく規定されたことをはじめ、家庭教育（第10条）、社会教育（第12条）、学校、家庭及び地域住民等の連携協力（第13条）など、学校教育にとどまらず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られました。

生涯学習振興行政・社会教育行政が目指すべき方向性と具体的な方策について提言し、それらを推進するに当たって留意すべき点について述べています。また、現状と課題を整理した上で、特に制度的な面を中心とした行政の在り方についてまとめられています。

この答申の中で、特に注目すべき点は、世界的に持続可能な社会の構築が重要であるとしており、そのためには、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体に対して持続的な教育力の向上に貢献することが肝要であるとしています。それを知の循環型社会と呼び、生涯学習で得た成果を地域に活かしていく仕組みづくりが必要であると述べています。

(4) 教育振興基本計画の策定

平成18年に改正された教育基本法には、教育振興基本計画（第17条第2項）についての規定が新たに設けられました。地方公共団体は、国が定める「教育振興基本計画」を参考にして、地域の実情に応じて基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

平成20年7月には、「教育振興基本計画」が教育基本法に基づき、政府として初めて策定されました。この計画では、今後10年間の目指すべき教育の姿と、5年間に取り組むべき施策が示されました。

今後5年間に取り組むべき施策の基本的な考え方の中で、特に重視する考え方として、教育に対する社会全体の連携の強化（「横」の連携）、一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現（「縦」の接続）、国・地方それぞれの役割の明確化が挙げられており、特に、教育基本法に示された生涯学習の重要性が求められたものとなっています。

(1) 東京都生涯学習審議会の答申

東京都生涯学習審議会では、平成14年12月に、「地域における新しい公共を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年世代への期待～」と題する答申を行い、生涯学習行政が力を入れるべき点は、市民の学習スタイルを参加型から参画型へと変容させ、学習の成果を活かして積極的に地域コミュニティ活動に市民自らが関わって地域の課題を解決するための取り組みを支援することにあるとしています。

また、平成17年1月の答申「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のありかたについて」では、子ども・若者を中心に捉えながら、学校教育と社会教育とが連携・融合し、学校・家庭・地域が協働する仕組みとして、「地域教育プラットフォーム」の提案がなされました。

(2) 東京都教育ビジョンの策定

東京都は、平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を策定しました。

この「東京都教育ビジョン」では、東京が目指す方向をライフステージで捉え、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のそれぞれの世代での課題と取り組みを示しています。また、家庭・学校・地域・社会が力を合わせて次代を担う人材を育てるため、東京都が、その力を発揮できるよう支援役として役割を果たしていくことが示されました。

(3) 第2次東京都教育ビジョンの策定

平成20年4月に「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定しました。

この「東京都教育ビジョン(第2次)」では、目指す教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」とことと「生きる力を育む教育を推進する」ことをあげ、重点施策の実現に向けた具体的な推進計画が示されています。この2つの柱を実現するためには、「家庭・学校・地域・社会との連携の強化」「外部人材の積極的な活用」「時代を切り拓く力の育成」「確かな学力の育成」を実現していく必要があり、重点的な取り組みを進めていくとしています。

「生きる力」

変化の激しい社会を担う子どもたちに必要とされる力で、
具体的には、

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

たくましく生きるための健康や体力など

第3節 東村山市における現状と課題

1 東村山市の社会教育行政のあゆみ

東村山市において、生涯学習社会を実現するために、社会教育行政のあゆみと果たしてきた役割を整理しておきます。以下は、東村山市社会教育委員（第16期）の提言「生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方」や東村山市史などの資料から抜粋し、東村山市の社会教育行政のあゆみをまとめたものです。



中央公民館



中央図書館



白州山の家



市民スポーツセンター



運動公園



市民スポーツセンター
屋内プール



ふるさと歴史館



郷土館



八国山たいけんの里

(1) 市立図書館のあゆみ

昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> ● 文庫（地域の人が子どもの本を自主的に収集して貸出や読み聞かせを行う活動）への支援として、地域児童図書館補助金交付規程を制定。 ● 文庫やPTA関係者等による図書館設置を願う市民運動が高まり、図書館設置に関する請願が採択される。
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館専門委員制度を設置し、翌年市立図書館建設基本計画を策定。
昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央図書館開館。
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士見図書館開館。（障害者サービスの拠点）
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ● 萩山図書館開館。（17万冊規模の共同閉架書庫を併設）
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> ● 秋津図書館開館。（庭で本を読むことができる図書園を併設）
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩北部都市広域行政圏協議会（多摩六都）を構成する6市（小平・東村山・田無・保谷・清瀬・東久留米）による図書館相互利用開始。
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ● 廻田図書館開館。（ティーンズ向けサービスを充実したコーナー設置）
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館電算システムを導入。
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央図書館で毎週水・金曜日に夜間開館（夜8時まで）を開始。その後、順次全館での夜間開館を実施。
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館法の改正に伴い、図書館協議会の答申を受けて、都内では唯一図書館設置条例に館長の司書資格要件の条項を残して改正。
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の子どもの読書に関わる活動をしているグループや個人をつなぐ「東村山子ども読書連絡会」を発足。
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ● 東大和市との図書館相互利用開始。
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東村山市子ども読書活動推進計画」を策定。
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館電算システムを更新し、インターネットによる予約受付等開始。
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次東村山市子ども読書活動推進計画」を策定。

東村山市立図書館は市民の図書館建設要望を受け、さらに市民が参加した「図書館専門委員制度」によりその意見を反映して、昭和49年にスタートしました。

運営にあたっては、より多くのかたが利用できるように、開館時間の夜間延長や祝日開館、インターネットによる蔵書検索や予約などを進めてきました。また都立図書館や他自治体図書館との相互貸借ネットワークや、生活上の問題解決や調べものへのデータベース活用など、資料や情報をよりの確に、かつ迅速に提供するための環境を整えてきました。開館当初と平成23年度の比較では、蔵書冊数は3万2千冊から75万冊へ、貸出冊数は35万冊から116万冊へと増加し、多くの市民に利用されています。

子ども読書活動の推進にあたっては、学校や関係機関との連携を図り、子どもたちの豊かな成長を願って読み聞かせや学校図書館支援などを行う多くのボランティアとの協働により、子どもと本をつなぐ活動を実施しています。さらに、東村山朗読研究会など関連団体の協力もいただきながら、今後も市民生活に役立つ図書館活動を推進していきます。

(2) 市立公民館のあゆみ

昭和28年	● 社会教育課が中心となり化成小学校に「青年学級」を開設。
昭和30年	● 化成小学校に「修農成人学級」を開設。
昭和40年	● 「東村山婦人学級」を開設。 ● 「家庭教育学級」を大岱・八坂小学校に開設。
昭和43年	● 社会教育施設として、「青年教室」を設置。青年学級等に使用した。
昭和47年	● 「青年学級」が「青年教養講座」に改変された。
昭和49年	● 社会教育委員の会議が「公民館設置の建議」を教育委員会に提出した。この中では、公民館を「地域のための、あるいは成人のための社会教育学校」として、早期の公民館設置を求めている。
昭和50年	● 「東村山市市民施設整備計画方針」で公民館の設置が方向付けられる。 ● 公民館活動が活発になるにつれて、市民の要望は高まり、公民館建設として、「東村山に公民館をつくる会」が発足。 ● 学級・講座に企画員制度を導入する。 ● 「公民館専門委員会」を組織し具体的に開設を検討はじめる。
昭和51年	● 企画員をはじめて市報により公募し、企画員制度の基礎となる。
昭和55年	● 中央公民館開館。
昭和56年	● 「障害者青年学級(かめのこ学級)」を開設。 ● 萩山公民館開館。
昭和63年	● 秋津公民館開館。
平成3年	● 富士見公民館開館。
平成4年	● 廻田公民館開館。
平成13年	● 企画員を市民講座ボランティア制度に改変し、講座の協働運営を行う。
平成15年	● インターネットにより施設予約が始まる。 ● 秋津公民館の地域サービス窓口を常設化。
平成16年	● 萩山・富士見・廻田公民館の地域サービス窓口を常設化。
平成21年	● 祝日開館を開始。

東村山市立公民館は、それまで社会教育課が中心となり行ってきた、「青年学級」や「修農成人学級」、「東村山婦人学級」など、「公民館なき公民館活動」を通して高まってきた機運を背景に、多くの市民の要望を受け「公民館専門委員会」が組織され、具体的に開設の検討をはじめました。昭和55年には中央公民館が開館し、その後、萩山・秋津・富士見・廻田と4館の地区館が開館しました。

東村山市の公民館を語る上で、「企画員」の制度は特筆に値します。多様化した市民ニーズを公民館の学級・講座に反映させるため、公民館職員の知識や経験に加えて、広範な見識・広い視野を持った「企画員制度」を実施したことです。現在では、市民公募による「市民講座ボランティア」による講座の共同運営を行って市民に支えられながら公民館事業を実施しています。今後も、地域の拠点・まちづくりの拠点としてより多くの市民に喜んで利用してもらえよう、鋭意努力していきます。

(3) ふるさと歴史館のあゆみ

昭和39年	● 市史編纂事業開始。
昭和40年	● 東村山市立郷土館開館 化成小学校の創立90周年記念事業として、同窓生の寄付やPTAの尽力で建設され同時に東村山市に寄贈された。多摩地区で最初の博物館的な施設で、市民をはじめ児童・生徒の学習の場として親しまれる。主な展示物は、教科書などの学校関係の資料や古文書・民具が中心。
昭和55年	● 「東村山市立郷土博物館構想」が作成され、新たな博物館設置をめざすことになる。
平成2年	● 「東村山市立博物館設立準備委員会」が文化財保護審議会と郷土館運営委員会の努力で設置される。
平成7年	● 教育委員会において、館名を東村山ふるさと歴史館にすることを決定。
平成8年	● 下宅部遺跡の本格調査開始。 ● 東村山ふるさと歴史館開館。
平成11年	● 東村山ふるさと歴史館分館のかやぶき民家園が火災により焼失。江戸時代後期の典型的な農家を市内から移築し公開していた。
平成16年	● 下宅部遺跡を「埋没保存」した下宅部遺跡はっけんのもりが開園。
平成21年	● 八国山たいけんの里が、かやぶき民家園跡地に開設。下宅部遺跡の資料を収蔵・展示し、また八国山をフィールドとした事業を展開するための施設。

ふるさと歴史館は、郷土館の歴史を引き継ぐとともに、時代に即した新たな役割を見出そうとしています。

東村山市には、古代の「東山道武蔵路」、中世の「鎌倉街道」の影響で、奈良時代の「瓦塔」や中世の重要文化財「徳蔵寺元弘の板碑」、歴史的に貴重な国宝建造物である「正福寺地蔵堂」などの特徴ある多くの文化財が残されています。また、市内多摩湖町にある都営住宅の建て替えに伴って発見され、平成8年から本格的な調査が始まった下宅部遺跡の発掘品を収蔵・展示するために、分館として平成21年に八国山たいけんの里を開設されました。またここでは、八国山をフィールドとした事業展開も行っています。下宅部遺跡の一部は埋没保存され、遺跡公園「下宅部遺跡はっけんのもり」となっています。

ふるさと歴史館や八国山たいけんの里では、「東村山文化伝承サポーター」や「はっちこっくメイト」というボランティアを養成し、歴史や民俗、自然等に興味をもつ市民のみなさんが、学習した成果をボランティアとして生かす活動を行っており、市民との協働による手作りの博物館運営を実践しています。

東村山市の博物館の成りたちには、歴史的な特徴を活かそうとしてきた経緯がありますが、その出発点はやはり市民の熱意や力が大きいといえます。

(4) 東村山市における社会体育のあゆみ

明治27年	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性を中心とした有志が結成した青年団活動がはじまる。 ● その後、大正・昭和と次代を経る中で女子青年団も結成される。その活動が評価され文部大臣表彰を受賞したとの記録もある。
昭和26年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東村山町青年団」団則を改正。駅伝大会や体育競技大会・文化祭などの活動を行う。社会部・文化部の活動の他、奉仕活動も活発だった。
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> ● 市制施行とともに東村山市体育協会が発足。
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の活動の場として、キャンプを企画し、青年団のメンバーにも呼びかけた活動がはじまり、歩け歩け運動・市民キャンプなどの企画・運営を担い、市民体力づくりを支える活動を行う。
昭和43年	<ul style="list-style-type: none"> ● 都内で初めて野外活動連盟が発足。
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> ● 総理府より「体力づくりモデル市」の指定を受ける。体力づくり推進のため3カ年計画で市内13町を体力づくりモデル町として指定。
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会体育行政を担うため、体育課が新設される。
昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力づくり推進委員会」が13町各町に組織され、市民総ぐるみの体力づくり運動に至る。 ● 北海道苫小牧市・深川市に次いで、全国で3番目の「スポーツ都市宣言」を10月10日の市民大運動会の開会において行う。
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> ● 東村山市運動公園を開設。本格的な屋外プールも併設。
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ● 新潟県柏崎市体育団と東村山市体育協会が全国で初めて「スポーツ姉妹都市」を締結。平成8年の柏崎市と東村山市の自治体の姉妹都市締結に繋がる。
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋内スポーツの拠点として、東村山市民スポーツセンターが開館。 ● 東村山市民スポーツセンター屋内プールが開館。
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ● 東村山市体育協会の法人化。社団法人東村山市体育協会発足。積極的に市民スポーツ振興施策に取り組む。
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ● 社団法人東村山市体育協会が、公益社団法人へ移行し、公益事業に積極的に取り組み、市民のための市民スポーツの充実発展に努める。
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民スポーツセンターへ指定管理制度導入し、更なる市民サービスの向上に努める。

東村山市の社会体育は、この様に、戦前から様々な活動が盛んに行われ、市制施行以降、活動拠点としての施設の整備に努めてきました。東村山市の生涯スポーツ行政が現在に至るまで発展を遂げてこられたのは、先人のたゆまぬ努力に加え、市民と行政が一体となって生涯スポーツを振興してきたことの成果であるといえます。特に、傘下団体の活動を中心とした体育協会並びに地域住民の健康体力づくりを推進してきた各町の体力づくり推進委員会等、関係団体が地域と一体となって生涯スポーツの振興に努めて来たことは、東村山市の大きな特色です。これからも、多様化する市民ニーズに応えていきます。

(5) 東村山市における社会教育のあゆみ

昭和38年	● 青少年問題協議会を設置。
昭和40年	● 青少年教育振興のため、青少年委員を設置。
昭和42年	● 青少年問題協議会が、毎月第2日曜日を「家庭の日」と制定する。
昭和47年	● 青少年対策連絡協議会が発足する。(当初4地区)
昭和48年	● 社会教育の振興のため、社会教育委員を設置。 ● 第1回市民文化祭を開催。
昭和51年	● ジュニアリーダー講習会を開講。
昭和52年	● 山梨県北巨摩郡白州町の旧駒城小学校の廃校に伴い、市の管外施設「白州山の家」(青少年健全育成施設)を開設。
昭和53年	● 青少年対策地区委員会が「白州山の家」で1泊キャンプを夏に開始。
昭和56年	● 高校生の野外活動講習会を開講。 ● 第1回少年の主張大会(現在の中学生の主張大会)を開催。
昭和59年	● 高校生の野外活動講習会を改変し、シニアリーダー講習会を開講。
昭和61年	● 青少年善行表彰規則を設け、善行が認められる青少年を表彰する。
昭和63年	● 青少年リーダー養成スクールを開講。
平成10年	● 市民の集いを開催。
平成12年	● 白州山の家建て替え工事完了。
平成14年	● 学校の完全週休2日制に合わせ土曜子ども講座を開始。
平成16年	● いのちところの教育週間が2月1日～7日までとされ、市民の集いが本期間中に開催される。 ● 青少年リーダー養成スクールを改変し、輝け!東村山っ子育成塾を開講。青少年委員が企画・実施する青少年健全育成事業となる。
平成17年	● 白州山の家交流キャンプを開講。(山梨県北杜市白州町との交流事業)
平成18年	● なぎさ体験塾を開講。(新潟県柏崎市との交流事業)
平成19年	● 放課後子ども教室を大岱小学校で開始。 ● 多摩六都ヤングライブフェスティバルを開催。
平成22年	● 東京都と共催で、「あいさつふれあいチャレンジプロジェクト」を実施。
平成23年	● 東村山市生涯学習計画の策定作業を開始。

社会教育課では、青少年委員が中心となって事業を企画している、「輝け!東村山っ子育成塾」や姉妹都市交流として「なぎさ体験塾」など、異年齢での体験活動を実施しています。また、文化・芸術活動の振興という点では、秋に実行委員会により「市民文化祭」を開催し、日頃の学習の成果を発表する機会として支援しています。学校との関わりとしては、東村山市小・中学校PTA連合協議会や、土曜日の休日を利用した「土曜子ども講座」への支援を行い、学校・地域が連携して活動するための支援を行っています。また、中学生の考えを発表する機会として、青少年健全育成大会で、中学生の主張を取り上げたり、子どもの心豊かな成長を願って開催している「市民の集い」などを行っています。今後も、市民の青少年健全育成や生涯学習活動を様々な形で支援していくように努めていきます。

2

東村山市の現状と方向性

社会教育行政は、「時代の要請」に応え、弾力的な運営を行うため、組織の精選と事業内容の細分化を行い、「図書館にある本で、良質な知識を得たい」、「公民館の事業で、新しい技術・考え方を学びたい」、「スポーツを通して健康づくりをしたい」、「東村山市の生い立ちや歴史を知りたい」など、市民の生涯学習ニーズに応えてきました。

第4次総合計画では、教育・文化に関する今後のまちづくりに向けた重点課題として、「次代を担う子どもたちの健全育成と文化の継承」と「市民力を育む生涯学習の振興」を掲げています。この重点課題に取り組むため、社会教育施設で行っている取り組みの他、様々行っている生涯学習に関する取り組みを横断的に体系化し、市民のみなさんの「要望」に応えていくことが必要です。

これからは、様々な分野の活動を行っている多くの市民の方々も、自分たちの取り組みを積極的に発信していただくことが求められてきます。生涯学習で得た知識や技能などを地域社会全体に還元し、また、自分も学習し直し、自分の知識や技能を高めていく、「知の循環型社会」にしていく必要があります。東村山市は、人と人がつながり、絆を深めて「市民力」を向上させていくため、「生涯学習社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

3

東村山市の生涯学習推進上の課題

(1) 地域社会における教育力と家庭教育力の向上

都市化・核家族化・少子化に伴い、家庭を取り巻く環境が変化し、ひとつには子育ての孤立傾向が見られます。その結果として、基本的な生活習慣やしつけなど家庭の教育力の低下も見られています。他方で地縁的なつながりの希薄化などにより、今までは地域の大人が子どもたちに教えてくれていた社会のルールやマナーなどの習得など、これまで地域が果たしてきた役割や機能にも低下がみられています。

このような背景のひとつとして考えられることとして、家庭の構成が、変容してきたことが考えられます。資料として、文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」の平成24年の報告によりますと、世帯構成別割合では昭和61年には三世代世帯が15.3%だったものが平成22年には7.9%と7.4ポイント減となっています。逆に、単独世帯は18.2%が25.5%に、夫婦のみの世帯は14.4%が22.6%にそれぞれ増となり、三世代同居での生活スタイルが変わってきたことが伺えます。

世帯構成別割合	昭和61年	平成22年	増減
三世代世帯	15.3%	7.9%	7.4%
単独世帯	18.2%	25.5%	7.3%
夫婦のみの世帯	14.4%	22.6%	8.2%

また、共働き世帯の推移では昭和55年には614万世帯であったものが、平成22年には1,012万世帯となり、ほぼ400万世帯の増となっています。

	昭和55年	平成22年	増減
共働き世帯の推移	614万	1,012万	398万

このように家庭での子どもたちの環境は大きく変わってきていることが伺えます。

このような状況の中で、東村山市では、学校での児童や生徒一人一人に応じた学習指導や生活指導に加え、学校を地域で支援することを目的とした「学校評議員制度」や、学校が土曜日を利用した「土曜講座」、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりとしての「放課後子ども教室」などに取り組んでいます。

今後は、家庭における教育力の向上を支援する取り組みを進めるとともに、地域の力を取り込み、豊かな教育となるよう、PTAや保護者組織、青少年対策地区委員会等の団体との協力体制を強化し、学校外の活動の機会を増やすなど、地域の教育力の向上に努めることが重要となります。

(2) 市民の要望する学習機会の提供と市民参加の促進

平成24年度に行った「市民意識調査」から、以下のような結果が分かります。

項目	満足度	不満足度
市民や地域主体の生涯学習活動への支援	12%	12%
スポーツ活動の振興	22%	10%
歴史・伝統文化の保護・振興	27%	7%

3つの項目では、満足度が不満足度と拮抗しているか、上回っています。

現在、東村山市では、様々な学習やスポーツの機会を提供しています。

公民館では趣味や教養、暮らしに役立つもの、現代的な課題に対応する各種講座やホールでの催しを実施しています。

ふるさと歴史館では、郷土が培ってきた市内の重要な文化財や伝統行事を保存すべく、市民への啓発を行っているほか、たいけんの里では体験事業を実施しています。

市民スポーツセンターでは、公益社団法人東村山市体育協会や株式会社東京ドームスポーツなどが各種スポーツ教室やイベントを実施しています。

中央図書館をはじめ4つの分館では、本の貸し出しだけでなく、様々な情報提供を行い、市民の生涯学習を支援しています。

社会教育施設以外では、「ふれあいセンター」や「集会施設」、市民ステーション「サンパルネ」、「市民センター」などを使用した中で、市民の参画を得ながら事業が実施されています。

これからもさらに多様な学習機会の提供や場の充実を図り、だれでもが利用しやすく親しみやすい施設になるよう努めていくことが必要です。また、市民も事業に参加するだけでなく、自ら進んで企画・立案を行うなど、協働と参画を推進することが重要です。

(3) 地域人材の育成と活用

市内には、自分の職業経験や生涯学習活動等を通して、様々な知識や技能を身に付けた市民が大勢います。市民の知識や経験、技能は当市にとっても「大きな財産(人財)」といえます。学習の成果や今までの経験・知識を人のために役立てたいと考えている市民も多くいます。また、特別な技能はないけれども、自分の今までの経験を活かして、地域の活動に参加したり、役立てたりするボランティア活動に参加したいと考えている市民もいます。

今後は、これらの様々な知的財産をもつ市民の能力を積極的に活用し、市民による主体的な地域づくりを進めていくことが重要となります。そのためには、地域で活躍できる人材の発掘が重要です。具体的には、コーディネーターの育成や人材バンクの仕組みづくりの再検討、ボランティアを必要とする団体や組織などの登録制度など、これまで以上の人材発掘及び育成と活用の仕組みづくりについての検討が必要です。

(4) 地域団体・グループ活動への支援

市内には、文化・芸術・歴史などの活動団体、学習グループ、仲間づくりや健康づくりを目的としたスポーツ活動団体、子どもたちの健全育成や体験活動を実践する団体、ボランティアグループなど、多くの団体やグループが活動しています。これらの団体は生涯学習活動を実践していて、市民のための活動の場として重要な受け皿となっています。しかし、これらの団体やグループの多くが設立から20～30年が経ち、会員の高齢化や組織の硬直化、会員や人材の確保の困難など、新たな課題が出てきています。

そのような中、多くの市民が生涯学習活動やボランティア活動などに興味をもっていて、それらの活動を行いたいと思っている半面、生涯学習活動を行っている団体の情報が広く伝達されていないなどの課題が見受けられます。

東村山市では、こうした生涯学習団体やグループ等のPRや情報提供を進めるとともに、活動を行う上で必要な支援に努め、団体間の相互交流や連携の仕組みづくりの改善に努める必要があります。

平成20年に、(財)東京市町村自治調査会が発行した「生涯学習と市民活動の連携に関する調査研究報告書」によりますと、市民活動団体が行政に求める支援の中で、最も多い要望は、「活動に対する資金援助」が71.4%、「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」が51.2%、「市民や企業等において理解と参加を促すための広報・普及活動」が47.1%、学習との関連では「活動メンバーの能力向上のための研修」が32.4%となっています。

市民活動団体が行政に求める支援	割合
活動に対する資金援助	71.4%
活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備	51.2%
市民や企業等において理解と参加を促すための広報・普及活動	47.1%

学習との関連	割合
活動メンバーの能力向上のための研修	32.4%

(5) 学習情報のわかりやすい提供

東村山市では、「市報」「きょういく東村山」市のホームページや自治会を通じた「回覧」などにより、生涯学習に関する情報を市民にお知らせしています。社会環境の急速な変化の中、これからは溢れる情報の中からの確かな情報を選択できるようにすることが一層必要です。

特に、生涯学習に関する情報をさらに分かりやすい内容に充実させるとともに、情報提供の方法を工夫し、積極的に活用していただけるよう広く呼びかける必要があります。東村山市では、これからも「学びたい市民」と、「伝えたい市民」をつなぐための情報の提供の方法を充実させてまいります。

(6) 社会教育施設の整備と充実

市内の社会教育施設は、設立過程や事業の内容にそれぞれの歴史をもち、これまで市民に親しまれる施設として、生涯学習や社会教育の実践、学習・情報収集・友だちづくり・健康維持の場となってきました。多くの市民がこれらの施設に愛着を抱き、これからも事業の充実を期待しています。

しかしながら、施設が老朽化し、整備・維持管理が適切に行われなければならない状況となっています。このような中、東村山市としても「公共施設再生計画」に基づいた施設の改修や施設のあり方、施設のもつ特質性を有効に活用する方法などの課題を積極的に検討してまいります。

第3章

東村山市の生涯学習計画の基本的な考え方と基本目標

第 1 節

東村山市の第 4 次総合計画における生涯学習の基本的な考え方

東村山市では、平成 23 年に「10 年後の東村山」のあるべき姿を展望し、願いや思いを結集した進むべき羅針盤として「東村山市第 4 次総合計画」を策定し、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」を将来都市像として掲げました。

「東村山市第 4 次総合計画」には、今後のまちづくりに向けた重点課題として、「市民力を育む生涯学習の振興」が掲げられています。「東村山市第 4 次総合計画」を具体化するための「前期基本計画」(平成 23 ~ 27 年度)には、生涯学習の推進が基本目標 2 に位置付けています。

みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち

東村山市の生涯学習を推進・振興するため、このフレーズを基本的な考え方とします。

第2節 東村山市の生涯学習計画の基本目標

東村山市の生涯学習社会を実現するために、4つの基本目標を定めます。

基本目標 1	学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援 「学校」「家庭」「地域」といったそれぞれの立場で捉えるのではなく、生涯を通じた学習という大きな視点で捉えた、展開と支援を行っていきます。
基本目標 2	多様な生涯学習の展開と支援 東村山市は、多くの遺跡や遺構、史跡に見られるように、独特の文化を形成してきました。また、全生園との関わりに代表される人権教育や、地域総ぐるみでのスポーツ振興に努めてきました。これまで、多様な生涯学習のあり方を担ってきましたが、歴史的背景を中心に体系化し直し、新たな展開と支援を行っていきます。
基本目標 3	団体・人材の発掘・育成と活用の支援 生涯学習社会を実現していく上で、団体や人材の発掘・育成は欠くことのできないものです。また、それらの団体や人材が地域で活躍することにより、生涯学習がより充実したものとなります。今後は、地域団体と人材の発掘・育成と活用について体系化し直し、支援を行っていきます。
基本目標 4	生涯学習の基盤整備 市民の生涯学習機会の充実を図るため、その推進の中心的な役割を担う拠点機関や、情報の発信・提供、さらには持続可能な社会実現のための具体的な方策について体系化を図ります。

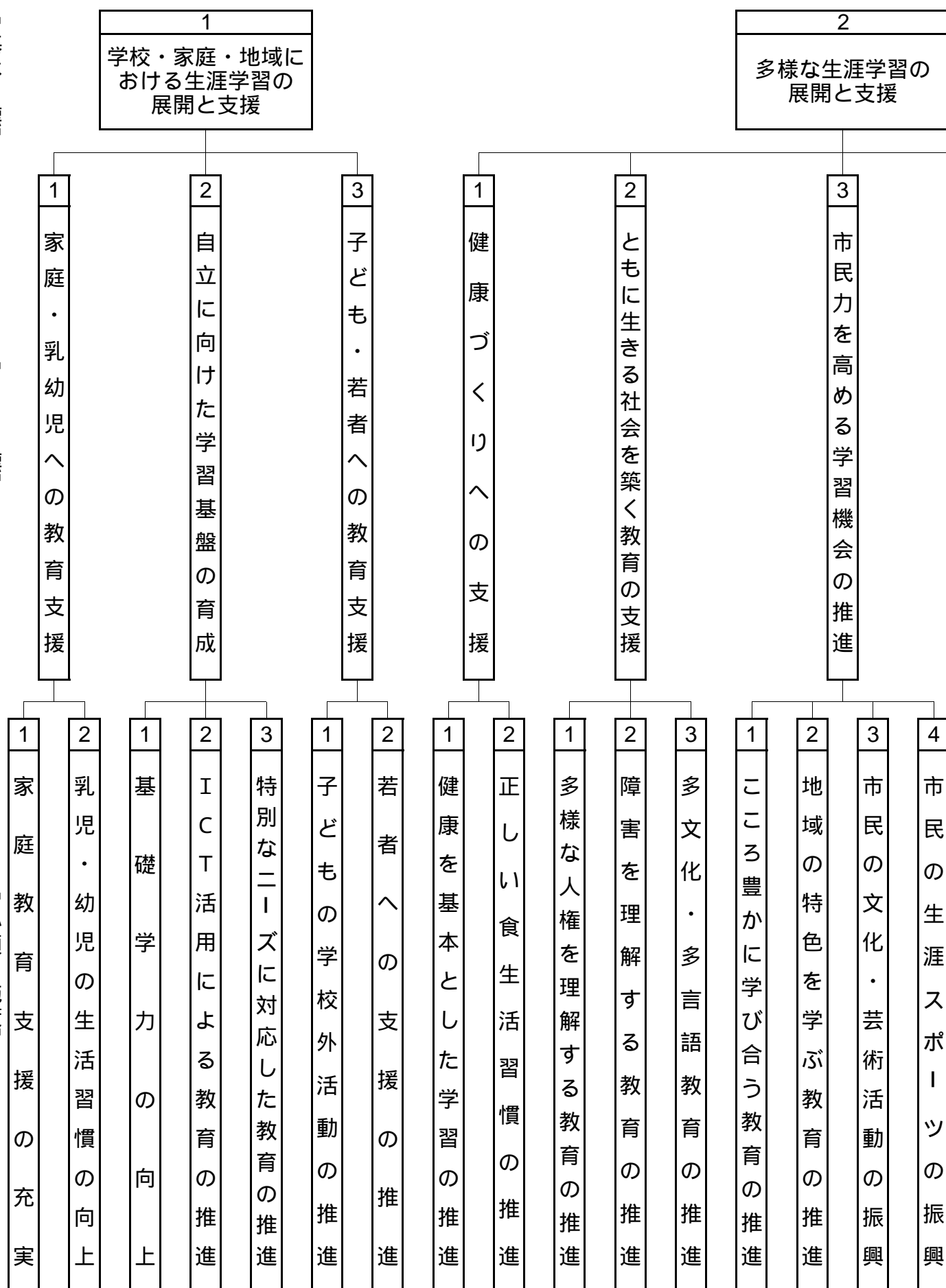
第3節

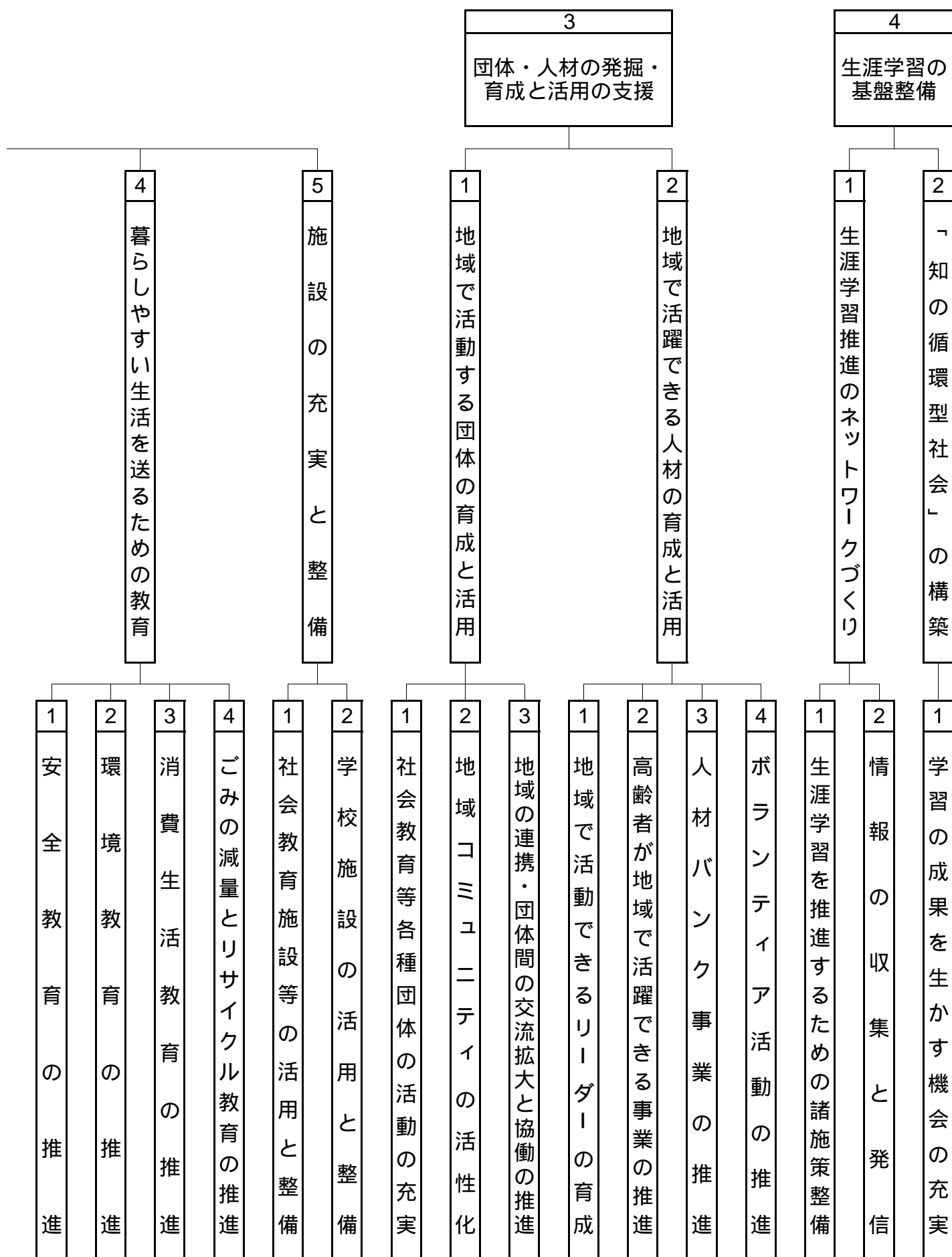
施策の体系化

【基本目標】

【目 標】

【小項目施策】





第4章

生涯学習の施策の展開と目指すべき方向性

30 ページ以降の 数字は、東村山市の現状と課題、目指すべき方向性を関連付けて示したものです。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 1 家庭・乳幼児への教育支援

小項目施策 1 家庭教育支援の充実

1 望ましい社会像とは

家庭教育は全ての教育のスタートの場であり、家族との触れ合いを通して子どもたちは多くのことを学びます。人に対する信頼感や豊かな情操、他人に対する思いやりをはじめとして、基本的な生活習慣・生活能力、自立心や自制心、社会的なマナーなどを日常生活の中で身につけていきます。近年の核家族化や少子化、地縁的なつながりの希薄化など、子育てを取り巻く状況が変化する中で、地域ぐるみで子育てを支援していくことが求められています。

また、乳幼児期の絵本の読み聞かせは、子どものことばを育て、感性を豊かにするために大変重要なことです。地域の身近な場所で、他の親子と一緒に絵本に触れ、交流できる場を提供するなど、様々な機会を捉えて絵本の楽しさ、大切さを伝えていくことが必要です。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>乳幼児期における子育てについて、保護者の相談事業等の充実が求められています。</p> <p>家庭を取り巻く状況の変化の中で、「家庭教育力」の充実が求められています。</p> <p>教育・福祉保健分野が、それぞれ「家庭教育支援」と「子育て支援」に取り組んでいますが、「社会的に孤立している親」への対応が求められています。</p> <p>絵本に出会える場所として、子育てひろば等の子ども関連施設に「おすすめ絵本バック」(*)を配置し、読み聞かせボランティアを派遣しています。</p>	<p>相談を必要とする保護者が、乳幼児健診やNPO法人などの市民活動法人・民生委員・児童委員による子育て相談事業等を活用できるようにすること。</p> <p>地域などの社会的な支えを失い、孤立した中で、子育てをしている家庭が存在すること。</p> <p>「家庭教育支援」と「子育て支援」を必要としている家庭への情報提供や支援が十分ではないこと。</p> <p>東村山市子ども読書活動推進計画をもとに、「おすすめ絵本バック」の更新や読み聞かせボランティアの継続的な人材育成を図ること。</p>

3 目指すべき方向性

子育てにとって重要な、「母親の笑顔」があふれるような子育て相談事業を充実していきます。また、親が「親」になるための学習機会等の実施について検討します。

保護者の精神的負担の軽減、家庭と地域のつながりづくり、親子の学びや育ちにつながる場づくりを行政や地域の子育て関連機関、民生委員・児童委員など地域の子育てに関わる人たちと一緒に考えていきます。

子育て家庭が知りたい情報の提供を紙媒体・インターネット等によって充実させ、社会教育施設(図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里)や公共施設、子育て関連施設等で手軽に手に取ることができるようにします。

引き続き、乳幼児親子が絵本に触れる機会の充実を図り、絵本の楽しさ・大切さを伝えるために「子育て中にたくさん絵本と出会えるまち」づくり(*)を推進します。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 1 家庭・乳幼児への教育支援

小項目施策 2 乳児・幼児の生活習慣の向上

1 望ましい社会像とは

子どもが健やかに成長していくためには、適切な運動・調和のとれた食事・十分な休養と睡眠という「基本的な生活習慣」を確立しておく必要があります。この「基本的な生活習慣」を子どもが身に付けるためには、乳幼児期における家庭教育が重要です。しかし、現代においては、核家族化や地域との関わりが希薄になってきています。「基本的な生活習慣確立」の重要性について保護者への理解を求め、各家庭において「生活習慣の向上」への取り組みを実施してもらえるように支援していくことが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>都市化・核家族化・少子化や地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く状況の変化に対する、「家庭の教育力」の低下が叫ばれています。</p> <p>子育てをしている親自身のライフスタイルが夜型となりがちで、乳幼児もそれに合わせて夜ふかしとなっています。また、乳幼児が外遊びなどを通じた他者との交流が十分にされていないため、コミュニケーション能力など成長に必要な能力を高める機会を失っています。</p> <p>教育・福祉保健分野における「家庭教育支援」「子育て支援施策」の取り組みにおいて「社会的に孤立している親」の存在が問題視されています。</p>	<p>子育て中の保護者への相談事業等の充実及び親の子育て支援の充実等により、急激に変化する子育て環境への適応力強化への支援をすること。</p> <p>乳幼児に夜ふかしをさせないような取り組みや、他者との交流を十分にする場と機会の充実を図ること。</p> <p>「社会的に孤立している親」への支援や対応策の充実を図ること。</p>

3 目指すべき方向性

子育て家庭が知りたい情報の提供ツールの充実を図り、情報ネットワークを確立していきます。また、複雑化する子育て環境に適応していくため、子育ての基本である「生活習慣の向上」を図るための支援を充実させます。

乳幼児期の成長に必要な「基本的な生活習慣の向上」を促すための子育て支援を図ります。

子育てする親への支援は、環境の変化に合わせ見直し「すべての親へのきめ細かな支援」として事業展開していきます。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 2 自立に向けた学習基盤の育成

小項目施策 1 基礎学力の向上

1 望ましい社会像とは

幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分に考慮して、生涯学習の基盤を築かなければなりません。そのためには、子どもたちの生きる力をはぐくむことを目指し、様々な体験をさせるなかで、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければなりません。学校、地域、家庭、行政が連携し、子どもたちにこのような力を確実に身に付けさせることができる社会が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>幼児・児童・生徒に一貫性のある指導を行うため、幼児教育から義務教育9年間を通したさらなる連携が求められています。</p> <p>全国及び東京都の学習状況調査等の結果を踏まえ、児童・生徒の実態を把握した上で、基礎的・基本的な知識の習得と活用に向け、授業改善に取り組むことが求められています。また、授業を通して「分かる実感」「できる喜び」を味わわせ、生涯にわたり学び続ける態度や能力を培うことが求められています。少人数指導やチームティーチング(*)に要する教員加配を行い、個に応じた指導を充実させることが求められています。読書の大切さを伝え、子どもが本に出会うための環境を整えることが求められています。</p>	<p>校種を越えて、幼稚園や保育園、小学校、中学校が小1問題、中1ギャップの解消、学力向上、生活指導の安定等に向けて具体策を用いて連携を図ること。</p> <p>各学校で調査結果の分析を行い、児童・生徒の実態をとらえた上で、身に付けさせたい力、伸ばしたい力を明確にした授業改善推進プランを作成すること。各学校の教職員が授業改善推進プランを共通理解した上で授業の充実を図り、保護者や地域住民等への発信を積極的に図ること。</p> <p>各学校において、計画に基づいた習熟度別指導を充実し、その成果を数値化できるようにすること。</p> <p>東村山市子ども読書活動推進計画をもとに、子どもたちが本に親しみをもち、読書の機会を充実させること。</p>

3 目指すべき方向性

幼児教育及び小中連携教育の充実を図るとともに、計画的な幼児・児童・生徒間及び教員間の具体的な交流に努めます。

全国及び東京都の学習状況調査等の結果を基に、本市児童・生徒の学力傾向を分析し、各学校の授業改善を図ります。また、基礎学力向上推進委員会において、小学校算数の基礎・基本の定着を図るドリル作成を行い、その活用も基にした学力向上策を展開します。

指導法工夫加配実施状況調査や学校訪問等を通して、児童・生徒の学習内容の確実な定着を図るためのきめ細やかな指導法について、指導・助言をします。

学校と市立図書館の連携体制を強化し、学校図書館の充実や本を使った調べ学習の支援を一層推進します。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 2 自立に向けた学習基盤の育成

小項目施策 2 ICT活用による教育の推進

1 望ましい社会像とは

子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深める教育を推進していく必要があります。また、子どもたちをインターネットや携帯電話・出版物等の様々な有害情報環境から守るとともに、子どもたちにそのような情報を見せない取り組みを行わなければなりません。そのためには、家庭や地域などにおいて、大人自らもインターネット等の利用に伴う危険性や過度の利用による弊害などについての理解に努め、子どもたちとともにインターネット等の利用に関するルールを決め、子どもたちがインターネット等を適切に利用できるようにする社会が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>ICT(*)を活用した授業の推進を図るため、具体的な指導方法・内容について、研修の充実が求められています。</p> <p>インターネットや携帯電話等の利用頻度の高まりや利用者の低年齢化に伴い、情報モラル教育の充実を図り、保護者への理解啓発が求められています。</p> <p>各学校で実施しているセーフティ教室において、ネット犯罪やその被害防止のための指導方法及び内容について、さらには保護者や地域住民との意見交換会の在り方等について改善が求められています。</p>	<p>本市情報教育推進委員会において、各学校の取組に関する情報交換や指導方法・内容に関する研修の充実を図ること。</p> <p>児童・生徒の実態を把握し、保護者と連携した情報モラル教育を推進すること。また、日常生活におけるモラルの育成を図るとともに、道徳教育を充実させること。</p> <p>学校便りや学年便り、学校ホームページ等、また、学校公開や保護者会等を通して、保護者や地域の方への理解啓発を図ること。</p>

3 目指すべき方向性

情報技術の進歩やICTにかかわる児童・生徒を取り囲む社会的状況の変化について正しく理解するため、関係諸機関との連携や情報交換に努めます。情報教育推進委員会において、指導方法・内容に関する研修の充実を努めます。コンピュータ活用巡回サポート事業の充実を努めます。

「ファミリールール」(*)等を活用した保護者への理解啓発を促進するとともに、東京都教育委員会が作成している指導資料等の情報提供を行い、生活指導主任会等において問題行動の未然防止に努めます。

学校だけでは解決が困難な事案に関しては、関係諸機関と迅速に連絡・調整を行い、未然防止を目的とした意見交換会を取り入れるなど課題解決に向けた支援を行います。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 2 自立に向けた学習基盤の育成

小項目施策 3 特別なニーズに対応した教育の推進

1 望ましい社会像とは

障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備や、教員の専門性の向上、保護者や市民への理解啓発など、幼児・児童・生徒の将来の社会参加・自立に向けて、特別支援教育を推進していかなければなりません。障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会を実現していくことが大切です。

また、外国人の子どもに対する教育を充実させ、日本語指導や就学機会の周知の徹底を図る社会が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>特別支援教育(*)に対する児童・生徒、教員、保護者等への理解啓発の推進とともに、さらなる教員の指導力向上が求められています。</p> <p>特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への教育及び保護者の相談等に対する支援の充実を図ることが求められています。</p> <p>就学を希望する外国人児童・生徒は、国際化しニーズも多様化しており、日本語指導も多言語にわたるなど個に応じた指導の工夫が求められています。</p>	<p>特別支援教育に関する教員研修の充実を図るとともに、理解啓発授業の実施や交流及び共同学習を推進すること。</p> <p>就学支援シート(*)や個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成するとともに、それらの有効活用を通して、継続的な支援を行うこと。また、関係諸機関とのより緊密な連携を図ること。</p> <p>外国人児童・生徒一人一人に応じた指導内容・方法の充実を図ること。また、保護者への情報提供や理解啓発を行うこと。</p>

3 目指すべき方向性

特別支援教育推進計画第三次実施計画の推進、特別支援教育運営委員会や特別支援教育専門家チーム、就学相談、適応指導連絡協議会等の充実を図り、学校との一層の連携強化を図っていきます。

教育相談室の充実や巡回相談員の相談時間延長、スクールカウンセラーの資質向上、教員サポーター(*)派遣事業の拡充等、教育相談機能の一層の充実を図ります。

原籍校の担任と日本語指導担当との連携をより一層強化し、児童・生徒一人一人の実態に応じた学習指導・生活指導の充実を図ります。就学予定の外国人児童には、個別に案内の送付を実施していますが、より周知徹底を図るため、「就学について」の案内を4か国語でホームページに掲載するなど、広報活動を行うことで、就学機会を適正に確保します。また、外国人の子どもの就学機会を確保する観点から、外国人関係行政機関との連携を図り、適切な情報提供を行います。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 3 子ども・若者への教育支援

小項目施策 1 子どもの学校外活動の推進

1 望ましい社会像とは

子どもにとって、多様な生活体験・活動体験は、人間形成の基礎を培う上で非常に重要な要素を持っています。ひと昔前では、10歳までに様々な体験を積み重ねればよかったものが、今では、6歳までに自然体験活動など、多くの体験を積み重ねることが必要であるとされています。地域全体で子どもたちにとって魅力的な学校外教育活動を展開していくことにより、子どもの「体験学習」を推進していかなければなりません。地域の創意工夫で「異年齢集団づくり」や「大人と子どもの交流機会」などのプログラムを実施することで、子どもたちが「生きる力」を身につけることができ、健やかな子どもの成長を促すことが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>教育委員会では、青少年委員（*）とともに体験学習プログラムとして「輝け！東村山っ子育成塾」（*）や、小平市・柏崎市とともに「なぎさ体験塾」（*）などを実施しています。また、地域では青少年対策地区委員会（*）やボーイスカウト・ガールスカウト・交通少年団や消防少年団・地域の子ども会等の子どもを主な対象とした団体が、各団体の活動目標に基づき、キャンプなどの野外活動に代表される様々な体験学習を通して、規範意識や人間形成の基礎を培う機会を提供しています。</p> <p>児童館・図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里でも、学校外の講座等を実施しています。児童の安心・安全な居場所としての「放課後子ども教室」（*）では、地域の大人が見守りをしながら、大人と子どもが交流をしています。</p>	<p>体験学習プログラムは、参加する子どもたちにとって、魅力的で常に新鮮である必要があります。また、安全に配慮したプログラムを企画できる大人の存在が不可欠です。また、地域で活動する子どもを対象とした団体は、単にイベントをたくさん実施することに目を向けるのではなく、各団体の目標をしっかりと実践することが求められています。イベントなどに参加した子どもたちにとって、楽しいことはもちろん、規範意識や人間形成の基礎を培うためのプログラムである必要があること。</p> <p>各施設において、学校外活動であることを念頭におき、魅力的な催しである必要があること。</p> <p>「放課後子ども教室」は市内全小中学校で開設することができるよう、学校の協力と見守りボランティアの確保が必要であること。</p>

3 目指すべき方向性

子どもたちが「生きる力」を身に付けることができるよう、学習やスポーツ・文化活動など、地域住民の参画を得て交流活動を展開し、「異年齢集団づくり」や「大人と子どもの交流機会の創出」など、子どもたちの自発的・主体性を引き出す多様な学校外活動を保護者も楽しみながら参画できるようにしくみづくりを検討し、いままで以上に魅力ある学校外活動を展開します。

社会教育施設（図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里）や公共施設等が、子どもにとって魅力的な居場所となるようにしていきます。

児童の安心・安全な居場所としての「放課後子ども教室」にかかわってもらい、地域のボランティアを増やし、大人と子どもがより魅力ある交流を図るような活動を展開します。

基本目標

1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

目標 3 子ども・若者への教育支援

小項目施策 2 若者への支援の推進

1 望ましい社会像とは

近年、学習意欲や就労・就学意欲の低い若者の増加等、若者の社会的自立の遅れの増加等が指摘されています。そのような中で、若者たちが自ら学び考える力を育み、働くことや生きることの意味を考える機会づくりが求められています。また、教育機会の均等を確保するため、経済的理由によって修学が困難な若者に奨学資金の貸し付けや適切な就学援助が行われることが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>若者が、自立に向けて学ぶことや働くこと、社会参加などの意欲を高めるように学習機会を提供することが求められています。</p> <p>ニートやひきこもりなどで悩んでいる若者やその家族に対する支援が求められています。</p> <p>若者が、新たなチャレンジをしようとする時に、職業能力向上のための学習機会が求められています。</p> <p>能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学や学習機会を逃すことがないようにすることが求められています。</p>	<p>社会的自立の遅れのある若者は、親への依存の長期化や社会への関心が低いこと。</p> <p>悩んでいる若者やその保護者が、自分たちの悩みを話せる場や機会が少ないこと。</p> <p>職業能力向上のための学習機会や場が少ないこと。</p> <p>経済的な理由によって、修学をあきらめてしまうこと。</p>

3 目指すべき方向性

若者の社会的自立が遅れないよう、義務教育期、特に中学校において職場体験などを通じて就労することの意味を理解する教育を推進していきます。

ニートやひきこもりなどの社会的な問題を抱えている若者やその保護者に向けて、東京都若者参加応援事業や、ひきこもりサポートネットなどの情報を提供していきます。また、ニートやひきこもりに悩む若者とその家族が気軽に集い、各々が抱えている問題を相談できる場所と機会を検討します。

職業能力向上のため、就学・就労支援機関の情報提供を行います。

経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者への就学援助等の支援制度や、学習したいという意欲のある若者に、民間機関や教育委員会での奨学金貸付制度及び社会福祉協議会の学習塾授業料・学校入学金等の一定の援助や支援制度の情報提供を行います。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 1 健康づくりへの支援

小項目施策 1 健康を基本とした学習の推進

1 望ましい社会像とは

市民一人一人が生涯を通じて、健康でいつまでも安心して暮らせ、それぞれのライフステージに応じて生きがいのある人生を過ごすことが求められており、また、健康でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、地域との協働による市民の健康づくり活動を進めることが重要となっています。

そのためには、誰もが、あらゆる機会を通じて学習できるように、健康に対する学習機会の拡充が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
健康に関する社会的関心や市民意識が高まっています。	健康教育の正しい知識の普及・啓発をすること。
各種健康教育を実施し、正しい知識の普及、啓発を行っています。	脂質異常、高血圧、肥満、がんなどの生活習慣病が増え続けており、これらを予防するための学習が必要なこと。
市内13町で保健推進員による健康づくり活動が行われています。	保健推進員活動を多くの市民に広げ、健康教育の充実を図ること。
乳児全戸訪問事業や乳幼児健診、育児学級等において情報提供や健康教育の場を設けています。	様々な家庭状況のなか、個別に適応する効果的な支援が必要なこと。

3 目指すべき方向性

各種健康診査、保健指導や、各種検診の受診率向上のため、それらの有効性の普及・啓発を推進するとともに、健康に関する各種教育を充実していきます。

市が行う各種健康教育の充実を図るとともに、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や東京都・多摩小平保健所との連携を深め、複合的に講座等教育機会の場を拡充していきます。

市民による保健推進員活動を今以上に支援するとともに、その他の地域団体との連携を図っていきます。

乳幼児の健全な発達・発育に向けて、家庭の状況に則した育児に関する情報を的確に提供していきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 1 健康づくりへの支援

小項目施策 2 正しい食生活習慣の推進

1 望ましい社会像とは

望ましい食習慣の形成には、「食」は人間が健康で生きていくための最も大切で基本的な営みのひとつです。生活習慣病の原因と言われている、食生活の乱れを改善し、健康な生活が送れるような社会が求められています。特に、子どもたちは、バランスのとれた食生活が重要で、心身ともに健康な子どもに育てることができる社会が求められています。



ある日の小学校給食メニュー

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>「食」に対する安全性や健康への意識が高まり、普段の食生活に気をつけている市民が増えています。</p> <p>生活スタイルの変化により、家庭で食卓を囲む機会が減っています。</p> <p>学校教育では「食育推進プラン」に基づき、「食育の推進」を実施しています。</p>	<p>生活習慣病・がん等の予防をするためにも、多くの人に食生活改善の意識や啓発を進めていくことが必要なこと。</p> <p>家庭において子どもたちと会話をしながら、家族そろっての食事をする必要があること。</p> <p>子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になり改めることは困難なため、学校・家庭・地域が連携した低年齢からの食育への取り組みが必要なこと。</p>

3 目指すべき方向性

健康増進・疾病予防のために、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や東京都・多摩小平保健所との連携を図り、食に対する健康教育の拡充を図っていきます。また、健康教育機会の充実を図るため、地域の健康づくり活動のリーダーとして保健推進員活動を支援していきます。

様々な場面を通じて、家庭での食卓を囲む重要性を市民に伝え、家族の絆が深まるよう啓発していきます。

食にかかわる考え方を乳幼児期からはぐくみ、我が国における食料生産の望ましいあり方について理解を深めるとともに、先人から伝えられてきた我が国における豊かな食文化を継承し、家庭を基盤とした健全かつ豊かな食生活の実現を「食育推進プラン」に基づき推進していきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 2 ともに生きる社会を築く教育の支援

小項目施策 1 多様な人権を理解する教育の推進

1 望ましい社会像とは

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまでに人権に関し多岐に亘る施策が講じられてきました。しかし、今日においても、生命・身体の安全を脅かすような人権侵害が発生しています。人権問題は固定的なものではなく、社会情勢の変化に伴って新たな人権問題が発生することがあります。様々な問題に対して人権の視点から取り組むこととともに、誰もが個人を尊重し多様性を認め合うことのできる社会の構築が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>人々の中に存在する同質性や均一性を従事しがちなこと、また非合理的で因習的な意識が未だに存在しています。</p> <p>東村山市には、国立療養所多磨全生園(*)があることから、小・中学校での人権教育に力をいれています。</p> <p>身近な人権問題として男女共同参画社会の実現が挙げられおり、その実現に取り組んでいます。</p>	<p>人権教育において、すべての人に自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動をはぐくむこと</p> <p>人権問題は、難しくかつデリケートな問題なので、学校でも人権問題に対する知識を十分に蓄えること。</p> <p>男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、誰もがひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保すること。</p>

3 目指すべき方向性

様々な人権教育（特に東京都の人権問題重要施策として、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・HIV感染者・ハンセン病回復者・犯罪被害者やその家族・その他の人権問題（性同一性障害））に、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことができるよう、学習拠点である学校を中心に道徳・人権教育をさらに進めていきます。

人権啓発の推進を図るため、「いのちとこころの人権の森宣言」に基づき、ハンセン病回復者との交流を進め、差別意識や偏見などの歴史を風化させず後世に引き継ぎ、人権の尊さを啓発していきます。また、2月1日～7日までと制定された「東村山市いのちとこころの教育週間」においても、人権・道徳教育を積極的に推進していきます。

男女共同参画社会を目指すために策定された、「東村山市男女共同参画基本計画」の推進を図り、すべての市民が性別に関わりなく互いにその人権を尊重し、その喜びと責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できるようにしていきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 2 ともに生きる社会を築く教育の支援

小項目施策 2 障害を理解する教育の推進

1 望ましい社会像とは

「障害者基本法」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として掲げられております。このような社会の実現には、子どもの頃から障害への理解と認識を深めていくことが必要であり、学校における学習のみならず、地域における体験活動等を通じた正しい理解を身につけていくことが重要です。

また、新たに定義される障害の特性を正しく理解するためには、市内各地で開催されるイベント等や、各関係団体が主体となって実施する福祉講座等での広報・啓発活動を展開していくことで、障害のある方とない方の相互交流を通じて、お互いを認め合い、助け合い、そして尊重し合う社会の実現が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>特別支援教育運営委員会啓発部会で、市内各小学校における理解啓発授業を実施し、障害のある人たちとの交流及び共同学習を推進しています。</p> <p>障害者団体・施設及び関係者等により例年12月に開催される「障害者週間・福祉のつどい」や、市民産業まつり等のイベントへの出店などにより、市民との交流を通じた障害に対する理解啓発活動を実施しています。</p> <p>社会福祉協議会で実施している市民福祉カレッジ等に見られるように、各関係団体が主体となった福祉教育に関する講座を実施しています。</p>	<p>新たな障害として定義された、高次脳機能障害や発達障害などのそれぞれの障害の特性に応じた学習が求められること。</p> <p>現在、定例的に開催されている行事等での市民交流のほかに、新たに各地で開催されるイベント等においても障害者への理解啓発活動を実施することで更なる充実が図れること。</p> <p>各関係団体が主体となって実施する福祉教育に関する講座等と連携することで、地域・行政等が一体となった効率的な啓発活動が望まれること。</p>

3 目指すべき方向性

学校における道徳教育等と地域における多様な社会活動との連携を図り、学校教育における社会体験や自然体験、交流活動などの各学習を通じて、児童・生徒に豊かな心を育てる幅広い教育活動を促進していきます。

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し支え合う社会の実現にむけて、地域・行政等が一体となった障害を理解する啓発活動を推進していきます。

障害への正しい理解や、多様化する障害に対する教養を深めることで、障害のある方への思いやりと行動につながるよう、社会福祉協議会等と連携した市民福祉カレッジ等の機会を充実させていきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 2 とともに生きる社会を築く教育の推進

小項目施策 3 多文化・多言語教育の推進

1 望ましい社会像とは

外国籍市民の定住化が進む中、異なる文化を持つ外国籍市民と日本人市民が、国籍や民族の違いをお互いに認め尊重し合うことが必要です。外国籍市民と日本人市民が、ともに地域の構成員として安心して暮らすことのできる「多文化共生社会」の構築が求められています。



多文化共生・男女共同参画推進交流室

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>外国籍市民の中には日本語を理解できない人がおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、日本の行政の仕組みや地域に関わる情報や知識が不足しています。</p> <p>外国籍市民が社会の中で孤立せずに生活できるような基本的な環境を整える上では、生活全般にわたる支援策の拡充が求められています。</p> <p>多文化共生の担い手を広げ、社会貢献につなげていくことが求められています。</p> <p>首都圏で大災害が発生した際に外国籍市民が災害弱者にならないよう支援が求められています。</p>	<p>地域における情報の多言語化と日本語及び日本社会に関する学習支援の充実を図ること。</p> <p>地域における生活の充実及び就労・雇用関係、医療等の情報を多言語化すること。また、子どもたちの将来につながる環境整備をすること。</p> <p>外国籍市民の自立と社会参画を促進すること。また、次世代の担い手である子どもたちが、異文化理解を深め、今日の世界についての知識や国際感覚を獲得出来るようにすること。</p> <p>外国籍市民に対する防災研修・訓練の充実を図ること。緊急時には避難・救援等の情報が多言語で確実に伝達出来るようにすること。</p>

3 目指すべき方向性

外国籍市民に提供する地域情報の多言語化及び日本語、日本社会に関する学習を支援します。地域生活の充実、子どもたちの明日につながる環境整備、就労・雇用関連の情報提供、医療・保健・福祉等の各分野の多言語化を支援します。

「多文化共生社会」に対する意識啓発、及び多文化共生社会の実現を推進する人材を育成します。災害時に外国籍市民と日本人市民が協力できる体制の整備を図ります。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 3 市民力を高める学習機会の推進

小項目施策 1 こころ豊かに学び合う教育の推進

1 望ましい社会像とは

人は、学ぶことで喜びや楽しさを感じることができます。図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里などで学んだ知識や経験を一緒に学習した人と共有することにより、人と人とのつながりが生まれ、絆が育まれていきます。

これまでの生涯学習は、個人の趣味や教養等を得ることが中心と考えられがちで、それぞれの生きがいを大切にすることに重点が置かれてきました。これからは、それらを大切としつつ、充実した人生や人と人とのつながりや絆づくりが、生涯学習活動を通して広がっていくことが求められています。



読んでほしい絵本の紹介コーナー

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>こころ豊かに充実した人生を送るため、趣味・教養等の教育的・文化的ニーズがますます多様化しています。</p> <p>市民文化活動・生涯学習を通じて得た知識や経験などを活用し、地域貢献を望む市民が増えています。</p> <p>調べものや生活上の問題解決のほか趣味や実用に関する事など、幅広い分野の情報が求められています。</p>	<p>多様化している市民ニーズに応じた市民講座や事業展開を図ること。</p> <p>地域貢献を望んでいる市民の能力を活かせるよう、サークル紹介や人材バンクなどをはじめ、その仕組みを検討すること。</p> <p>多様なライフステージに即した学習ニーズや生活課題に応じた情報提供を行うこと。</p>

3 目指すべき方向性

こころ豊かに充実した人生を送るため、地域が抱える様々な課題への対応、社会の要請が高い分野の学習から趣味的な分野まで、幅広い市民ニーズに対応した事業・講座を実施し、学習の機会をさらに充実させます。

社会教育施設（図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里）等は、学習の拠点、さらには人づくりなどの拠点として、市民力（*）を育む生涯学習の機会を提供し、その学習成果を地域に還元してもらえるような取り組みを進めていきます。

図書館・ふるさと歴史館では多様なニーズに対応できる資料をバランスよく選択・収集し、司書等の専門的職員が本と人との出会いをサポートしたり、学芸員が郷土資料の提供するなど学習成果を深めることができるように支援をします。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 3 市民力を高める学習機会の推進

小項目施策 2 地域の特色を学ぶ教育の推進

1 望ましい社会像とは

郷土が培ってきた固有の伝統や文化を知り、理解することにより、郷土への愛着や誇りはより一層深くなります。しかし、今では日常に体験することのできない伝統的な暮らし体験や年中行事などの学習や、地域が経験した歴史や地域に生きた人々についての学習の機会も必要となります。

また、地域がもつ様々な課題を解決するにも、地域の市民力を高めるため、地域の特色や過去の出来事などの地域学習の機会が必要となります。

地域の伝統と文化を尊重することは、それらを育んできた人々への尊敬にも結びつくものといえます。市が経験してきた歴史的経緯や自然に対して、誰もが学ぶことのできる社会が求められ、このような地域の学習を通して、地域の育んできた文化財や環境を生かした新たな地域文化が生まれる社会が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>東村山市の社会教育施設（図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里）等は、市民の要望や熱意によってつくられ、市民と行政が手を携えて作り上げてきた歴史的な経緯があります。</p> <p>郷土が培ってきた伝統や文化に触れるため、無形文化財の公開や伝統的な暮らし体験や年中行事事業を実施しています。</p> <p>国宝正福寺地蔵堂をはじめとした文化財等を通じて、地域に残る歴史の学習活動があります。</p> <p>学校への出前授業で祭囃子などの伝統芸能や地域の資料を活用した学習活動を実施しています。</p>	<p>社会教育施設として、地域の特色を学ぶことができる施設として、これからも市民の学習拠点として機能し続けること。</p> <p>伝統・文化などが、どのような歴史的背景から培われてきたかを知るための学習機会を創出すること。</p> <p>生涯学習として、「東村山学」(*)などの地域学習の講座を多くの市民が参加できるように学習の機会をつくること。</p> <p>学校教育において、伝統芸能や地域の資料などより活用しやすい環境をつくること。</p>

3 目指すべき方向性

社会教育施設等がつけられるきっかけとなった市民の思いを大切にしつつ、各施設がその特性を活かした生涯学習活動の支援をこれまで以上に充実させていきます。

有形・無形文化財の定期的な公開を実施するほか、伝統文化などの情報発信を継続的に推進していきます。

郷土が培ってきた伝統生活や文化に関する定期的な講座（武蔵野うどんづくり講座）等の実施を進めていきます。また、地域の歴史テーマや郷土史の研究をしたいと思っている市民に対して、適切な資料の提供などを行い、研究活動の基礎となる遺跡・資料などの文化財の保存と活用に努めます。

学校との連携を強化し、教員向け研修の実施や郷土学習プログラムの作成及び利用、PTA等への情報発信など学校教育における郷土学習を継続的に実施していきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 3 市民力を高める学習機会の推進

小項目施策 3 市民の文化・芸術活動の振興

1 望ましい社会像とは

市民が誰でも気軽に文化・芸術に触れることや、自ら進んで文化・芸術活動を実践することにより、心豊かな充実した生活を送ることができ、その学んだ成果を様々な場で発表したり、活かすことができる社会が望まれています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
子どもから大人まで、主体的に文化・芸術活動に取り組んでいる市民や団体があります。文化・芸術団体独自の事業やイベント、各種催し物の他、各種団体と教育委員会が協働して実施している「市民文化のつどい」や「市民文化祭」などで、日頃学んだ成果や演技・演奏等を発表・披露する機会があります。自ら学んだ成果を地域や社会に還元している市民や団体があります。	組織の中で、新たな人材を育てることや団体間の横のつながりの強化・連携を図ること。各団体や組織が各々の取り組みを行っているが、その取り組みを広く市民に伝えることができていないこと。 学んだ成果を活かす場を求める市民や団体に、多くの場や機会を提供すること。

3 目指すべき方向性

組織の活性化や団体間の連携が取れるような仕組みを検討していきます。

文化・芸術団体との連携をとりながら、イベントや各種取り組みの活性化を広く市民にPRできるように検討していきます。

市内で活動している市民や団体を広く紹介できるように、「人材バンク」やボランティアセンター、公民館等を活動拠点としているサークルなどを効果的にPRしていくための方策等を検討していきます。

市民文化祭の様子



展示部門



ホール部門

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 3 市民力を高める学習機会の推進

小項目施策 4 市民の生涯スポーツの振興

1 望ましい社会像とは

子どもから大人まで生涯にわたって積極的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる地域の活動に参画できる環境の整備を図らなければならない。

また、スポーツ都市宣言の理念のもと、スポーツを愛し、スポーツを通じて健康と体力の向上を図り、豊かで明るい社会を築くため、「いつでも」「どこでも」「誰とでも」「いつまでも」それぞれのライフステージに応じて、気軽にスポーツに参画できる環境づくりが求められています。



市民大運動会の様子

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>市民が生涯にわたって各種スポーツに取り組むことができるよう、環境整備を進めています。</p> <p>市民による市民のためのスポーツ活動が行われるよう、市内の町ごとに「体力づくり推進委員会」(*)が設けられ、現在までさまざまな活動が行われ、毎年開催されている町民運動会・市民大運動会は、市民のコミュニティ活動の中心となっています。</p> <p>各種事業やイベントを積極的に市報やホームページ等で周知し参画できるよう努めている。</p>	<p>関係機関等の組織の活性化や施設等の老朽化対策を意図的、継続的且つ計画的に進める必要があること。</p> <p>社会環境や価値観の変化に伴い、市民ニーズに合ったスポーツ活動の推進や体力づくり推進委員会組織の活性化を図りながら、各種の活動に多くの参加者を募ることにより、地域の連帯感や結びつきなど、人と人との絆を今まで以上に強める必要があること。</p> <p>生涯スポーツの認知度を上げるため、市民へのPR方法を創意工夫し充実させる必要があること。</p>

3 目指すべき方向性

生涯にわたって各種スポーツに取り組むことができるよう、関係機関等との連携を強化し、スポーツ推進に寄与する人材の養成や資質の向上を促進します。

社会環境や価値観の変化に伴い、スポーツ活動のニーズが多様化する中、幼児から高齢者まで誰もがライフステージに応じて気軽にスポーツに参画できる環境づくりを図っていきます。

生涯スポーツを通じたコミュニティ形成を目指すとともに、スポーツに関心を向けられるような仕組みづくりを推進します。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 4 暮らしやすい生活を送るための教育

小項目施策 1 安全教育の推進

1 望ましい社会像とは

地域の安全のために、市民自らが地域の課題を捉え、自らが学び合いながら意識を高め、安全を確保していくことが大切です。防犯・防災に対する意識を高め、万が一の出来事が起こっても、それまでに得た知識や経験を地域の中で役立てることが求められています。

子どもから高齢者までが、安心してまちを歩くことができるよう、お互いに交通ルールを遵守することが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>東日本大震災を契機に市民の防災への意識が高まっています。</p> <p>交通事故の発生件数は減少傾向ですが、自転車事故や高齢者の事故の割合は高い傾向にあります。</p> <p>子どもの登下校時には、保護者や地域のボランティアにより、見守りを行っています。</p>	<p>首都直下型の震災に備え、市民への防災意識への啓発を高めていくこと。</p> <p>様々な機会での交通安全教育や啓発活動を通じて、交通安全意識を高めていくこと。</p> <p>日常からの見守りをより多くの市民に参加していただくように啓発活動を行うこと。</p>

3 目指すべき方向性

震災時の避難場所となる学校を中心に、「まず身の安全」を確保するための訓練や、地域での防災訓練の実施などを行い防災意識の啓発活動を推進していきます。

警察や関係団体と連携し、年齢層に応じた交通安全教室や運転者等に対する講習会を実施します。また、交通安全に関する広報・啓発活動を推進していきます。

地域の子もたちを見守り、安全なまちづくりができるよう、学校・保護者・地域が一体となって啓発活動を推進していきます。

総合震災訓練・交通安全教室の様子



総合震災訓練での一斉放水の様子



スケアード・ストレイト(*)方式の交通安全教室

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 4 暮らしやすい生活を送るための教育

小項目施策 2 環境教育の推進

1 望ましい社会像とは

環境学習・環境教育を推進していくため行政による連携と、学校・家庭・地域・事業者等における生涯にわたる環境教育・学習の機会の多様化を図っていく必要があります。また、学校においては、体験活動を取り入れた実践的な環境教育の充実・展開が求められています。

東村山市には、八国山緑地や都立中央公園、淵の森緑地等があり、身近な自然環境として環境教育の場としての活用がされやすくなっています。

みどり豊かな東村山の将来像は、行政だけでなく、市民一人一人との協働により守り、残し、伝えていくことが求められています。



環境フェアの様子

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>「環境週間・月間」における普及啓発イベントを実施しています。</p> <p>「みどり環境ポスター」「親子環境教室」を実施しています。</p> <p>「みどりの基本計画」の実現に向けて、「緑の基本計画を実現する市民会議」等とともに、計画の策定から実現の活動を市民・行政の協働で進めています。</p>	<p>「環境週間・月間」における普及啓発イベントの充実が求められていること。</p> <p>環境をテーマとして児童・生徒向けの機会の充実が求められていること。</p> <p>都市化の進展による住宅地の拡大によって、市内のみどりは年々減少していること。</p>

3 目指すべき方向性

児童・生徒及びその保護者や市民向けのイベント等を通して、環境問題を身近なことと捉える機会の充実を図ります。

子どものうちから環境問題に深く関心をもってもらうために、特に児童向けの啓発事業を実施していきます。

「みどりの基本計画」の実現に向けて、市民と意見交換を行い、情報を共有化し、市内のみどりの保全活動などを市民協働により進めていきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 4 暮らしやすい生活を送るための教育

小項目施策 3 消費生活教育の推進

1 望ましい社会像とは

近年、消費者を取り巻く環境は、グローバル化、規制緩和、技術革新などにより急激に進展しています。提供される商品やサービスの利便性が向上し選択肢も増えていますが、反面消費者トラブルも複雑化、多様化しています。

事業者は、法令を遵守し消費者の視点に立った商品やサービスを提供することが求められ、公正で分かりやすい表示や説明を行う事が必要になります。また、消費者は、主体的に情報を収集し、有用で安全な商品やサービスを選択することが求められます。

消費生活の向上には、市民一人一人の消費生活における安全・安心が確保され、消費者の自主的な選択の機会が確保されることが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>消費者と事業者間における情報の格差がますます拡大する中、消費者心理につけ込んだ様々な悪質商法が発生しています。</p> <p>様々な製品事故、食品の消費・賞味期限や産地の偽装表示等、消費者の生命や身体、財産に直接危害を及ぼす事件をはじめ、消費生活の安心・安全を脅かす事件が発生しています。</p> <p>消費の過程において、自然資源、有害物質及び廃棄物質等、消費財等の使用・廃棄・再生について関心が高まっています。</p>	<p>消費者被害防止のための対策を講じること。</p> <p>食品や身近な商品、サービスの安全性や広告表示などにかんする、正しい知識を持ち消費者力を高めること。</p> <p>消費生活においても持続可能な社会を構築すること。</p>

3 目指すべき方向性

消費生活の領域（経済、安全、契約・取引、情報、環境）ごとの学習機会を充実していきます。

消費者生活センターの充実を図り、啓発活動等を実施していきます。

消費生活において、持続可能な社会形成に参画することが出来るよう啓発活動等を実施していきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 4 暮らしやすい生活を送るための教育

小項目施策 4 ごみの減量とリサイクル教育の推進

1 望ましい社会像とは

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は私たちの生活を豊かにした反面、多くの資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を増大させてきました。そこで、こうした問題に対する取り組みのひとつとしてごみの減量・分別等に関する啓発活動を実施し、市民や事業者の皆さんが「ごみの減量化・資源化」に関する知識を身に付け、自主的に行動していくことが重要となります。

また、各種啓発活動を通じて、自らのライフスタイルを見直す機会を提供することにより、3R【廃棄物等の発生抑制（リデュース）再使用（リユース）再生利用（リサイクル）】の推進に関する理解を深め、資源循環型社会の形成に向けた取り組みをより一層推進することが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>小学生に対する出前授業（*）、ごみの分別に関する説明会及びリサイクルフェア等を通じて「ごみの減量化・資源化」に向けた啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>資源循環型社会の形成に向け「美住リサイクルショップ」「とんぼ工房」では、再生家具の展示販売、粗大ごみの再資源化及びリサイクルに関する啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>集団資源回収事業を通じて「ごみの減量化・資源化」が行われている現場を実際に経験することで、特に子ども達が抱えているごみに対する意識改革に取り組んでいます。</p> <p>秋水園に持ち込まれるごみ搬入量の減少幅は鈍化傾向にあります。年々減少しています。</p>	<p>ごみの減量・分別等について関心が低い市民の皆さんに対して、どのようにごみの分別等を進めてもらうのか、有効なアプローチ方法の検討を図ること。</p> <p>市民団体や委託団体との関係強化を図り、「ごみの減量化・資源化」に向けた、新たな企画の提案や商品の開発等について検討を図ること。</p> <p>子ども達が抱えているごみに対する意識改革については、一定の成果があるものと認識しているが、事業の担い手が高齢化している等、回収量が横ばいの状態が続いている。</p> <p>ごみ搬入量の減少幅については鈍化傾向であるが、秋水園周辺の市民の負担軽減等からも新たな施策について検討を図ること。</p>

3 目指すべき方向性

各種啓発活動を通じて、3Rの推進に関する理解を深め、資源循環型社会の形成に向けた取り組みをより一層推進します。

市民団体や委託団体の自主的な活動を広め、独立性を高めます。

集団資源回収事業を通じて、「ごみの減量化・資源化」の啓発、秋水園への搬入量の減少を図るとともに、地域の「絆」や「活性化」を醸成する事業として地域活動に寄与します。

秋水園周辺の市民の方への負担軽減及び周辺環境への配慮、ごみ焼却炉の延命化等を踏まえ、啓発活動を通じて更なるごみの減量に取り組めます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 5 施設の充実と整備

小項目施策 1 社会教育施設等の活用と整備

1 望ましい社会像とは

地域の様々な施設を地域の学習拠点として活用することが、これまで以上に望まれています。特に、社会教育施設(図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里)等が、積極的に活用される必要があります。

地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場など、社会教育施策を推進する拠点として、多様化する市民ニーズに対応するため、その機能の充実と適切な維持管理が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>社会教育施設の多くが、開館から30年以上経過し、施設の備品等の老朽化が進んでいます。</p> <p>社会環境の変化に伴い、高齢化や情報の多様化などに適切に対応するための運営、サービスや施設設備の充実が求められています。</p> <p>社会教育施設等は、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習拠点としての、事業展開を求められています。</p>	<p>老朽化している施設や備品・常設展示物などの維持管理を適正に行うことと併せて、ユニバーサルデザイン(*)に配慮した施設の改修を行うこと。</p> <p>生涯学習の拠点として、その機能を充実・向上させ、多様化する市民ニーズに対応すること。</p> <p>多様な生涯学習を行うための拠点として、更なる事業展開が望まれていること。</p>

3 目指すべき方向性

社会教育施設の目的が十分に発揮できるよう、施設の適切な維持・管理及び備品等については、優先順位を付けた入れ替えを行います。特に施設の改修については公共施設再生計画に沿って検討していきます。

多様化する市民ニーズに対応した社会教育施設となるように、その施設がもつ特質性を有効に活用し、よりよい施設運営を行います。

社会教育施設等が、市民一人一人の学習活動を支援するための施設として、また、これからの社会を形成するために重要な人づくり・絆づくりのため、生涯学習活動の支援を行っていきます。

基本目標

2 多様な生涯学習の展開と支援

目標 5 施設の充実と整備

小項目施策 2 学校施設の活用と整備

1 望ましい社会像とは

市民の生涯学習に取り組むための拠点として、学校施設が開放され、利用団体によりスポーツ活動や文化活動が行われています。学校施設の開放を通じて、市民同士の交流が図られ、その活動で学んだ成果や知識を活かし、人づくりや地域社会の活性化が図られる社会となることが望まれています。



新しくなった久米川小学校体育館

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>市立小・中学校の校庭・体育館や教室を開放して、市民の生涯学習活動の場になっています。</p> <p>各学校に「学校施設コミュニティ開放推進委員会」が設置され、円滑な施設の開放がされています。</p> <p>平成24年度に市立小・中学校施設の耐震化工事及び普通教室への空調設備設置工事が完了しました。</p>	<p>学校施設を利用しているという意識が希薄になってきており、学校施設開放制度の主旨が周知しきれていないこと。</p> <p>「学校施設コミュニティ開放推進委員会」の委員が施設開放枠の調整に苦慮していること。</p> <p>老朽化した建物の外装や内装（教室・トイレ）等の改修を行う必要があること。</p>

3 目指すべき方向性

利用団体は、学校の施設（校庭・体育館・教室）を利用している気持ちを大切にしながら、学校への貢献活動として、校庭や体育館清掃の他、「学校施設コミュニティ開放推進委員会」が中心となって実施している、「土曜子ども講座」で地域の子どもたちに様々な体験活動を提供する等を行い、自分たちが学んだ成果や知識を地域に還元できるような取り組みをさらに進めていきます。

「学校施設コミュニティ開放推進委員会」が十分に機能する仕組みを検討していきます。

「公共施設再生計画」等に沿って、学校施設の改修等を検討していきます。また、改修する場合には児童・生徒はもとより市民の誰にとっても利用しやすい環境を整備できるように配慮し、学校教育活動の場のみならず、地域社会における生涯学習活動・災害時における避難所としての拠点となるよう取り組んでいきます。

基本目標

3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 1 地域で活動する団体の育成と活用

小項目施策 1 社会教育等各種団体の活動の充実

1 望ましい社会像とは

生涯学習の振興を図る上で重要な役割を担ってきた、社会教育等各種団体（社会教育団体・福祉やボランティア団体・スポーツや文化団体など）が、今まで培ってきた経験や実績を大切にしながら、これからは新しい視点から、生涯学習の振興のために活動を充実させていくことが求められています。



読み聞かせボランティアの様子

2 東村山市の現状と課題

現 状

子どもの読書活動を推進するために、多くの市民によって読み聞かせや学校図書館でのボランティア活動が行われています。

青少年対策地区委員会やボーイスカウト・ガールスカウト・子ども会等の社会教育関係団体、また、福祉やボランティアの団体等は、それぞれ目的をもって、永年にわたり地道な活動をしています。

青少年対策地区委員会は、学校・自治会・PTAなど、地域とつながり様々な活動をしています。

課 題

充実したボランティア活動が維持できるように、活動の内容や状況に応じた支援を継続的に行うこと。

各団体とも、活動の中心を担う人材が高齢化または固定化している傾向があるため、新たな人材を発掘し、ともに活動に参加してもらえるような取り組みを行うこと。

子どもたちを取り巻く環境の変化により、青少年対策地区委員会の活動もその変化に対応して事業展開をしていかななくてはならないこと。

3 目指すべき方向性

子どもの読書に関わる市民に対して研修・情報提供・交流の機会提供等を継続することにより、その活動を支援し、市民間の連携及び市民との協働体制の充実を図ります。

社会教育等各種団体には、これまで培ってきた事業実績を大切にしつつも、「社会の要請」の高い事業を展開するために、新たな人材を発掘し、ともに活動してもらえよう、コーディネート機能を充実させ、地域への情報提供を図っていくことができる様に支援を行っていきます。

青少年対策地区委員会は、地域との絆を大切にしながら、その活動が持続・発展していくような仕組みを考え、子どもたちのために楽しい活動を展開していきます。

基本目標

3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 1 地域で活動する団体の育成と活用

小項目施策 2 地域コミュニティの活性化

1 望ましい社会像とは

地域では、近隣住民間の連帯感が希薄化しつつあります。これまでは、地域が抱えていた諸々の課題を自治会を中心とした地域コミュニティ団体などが自ら解決してきましたが、これからは、市民一人一人が、これまでの経験や生涯学習で得た知識を活かして、地域コミュニティ活動に積極的に参加し、地域の課題を解決していくことが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>子どもたちの見守り、身近な生活環境の保全、防災・防犯面など、地域コミュニティ活動の充実が求められています。</p> <p>ふれあいセンターなどの地域コミュニティ施設や社会教育施設で行われる催し物に中学生がボランティアで参加するなど催し物をきっかけに地域との関わりが持たれています。</p> <p>災害発生時など地域の絆や助け合いが必要となり、地域コミュニティの向上が求められています。</p>	<p>地域のコミュニティ団体（自治会や高齢者中心の老人会など）の組織への参加意識の低下、担い手が不足しており団体の継続性を図ること。</p> <p>多くの市民が地域コミュニティ活動に参加できるよう情報提供の機会の充実を図ること。</p> <p>個人情報に重点が置かれ、地域コミュニティ活動の停滞が見られること。</p>

3 目指すべき方向性

日頃の近所付き合いや地域交流などの重要性に対する普及・啓発を進め、より活発な地域コミュニティ活動につなげていきます。

多くの市民が、地域の伝統的なお祭りや催し物、スポーツ活動や美化活動など、地域が一体となって取り組める事業に参加し、地域課題の解決に取り組めるように、情報の提供や相談を行います。

地域コミュニティの活性化には人と人とのつながりや絆が大切なため自治会活動等の地域活動の活性化を図っていきます。

基本目標

3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 1 地域で活動する団体の育成と活用

小項目施策 3 地域の連携・団体間の交流拡大と協働の推進

1 望ましい社会像とは

地域の連携を深めるためには、その地域の自治会をはじめ、社会教育団体などの地域で活動している団体・NPO法人・企業等が、自らの活動における長所や不足する部分を認め合い、互いに交流していくことが求められています。多種多様な地域の団体が、ふれあいセンターなどの地域コミュニティ施設や社会教育施設（図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里）等を拠点として、「地域の教育力」(*)向上や、地域課題と一緒に考え解決していくことが求められています。それらの課題を解決していく中で、新たな学習ニーズを発見し、学び直しを行うことも重要です。行政は、それらの活動を支援し、地域の連携と団体間の交流の拡大を支援していきます。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>社会教育施設等とNPO法人などの市民活動団体及び地縁組織との連携が求められていません。</p> <p>様々な教育課題や行政課題について、新たな学習機会を提供するとともに、NPO法人などの市民活動団体及び地縁組織との一層の連携を図ることが望まれています。</p> <p>NPO法人などの市民活動団体及び地縁組織が交流できるよう情報の提供、団体間の連携が望まれています。</p>	<p>社会教育施設等で実施している各種講座が、NPO法人などの市民活動団体及び地縁組織の活動に活かされること。</p> <p>市民同士で互いに協力し助け合いながら、地域課題を市民自らの手で解決していくきっかけが必要なこと。</p> <p>市民活動の情報を提供する場や機会・システムが必要なこと。</p>

3 目指すべき方向性

地域が抱えている課題を把握している、NPO法人などの市民活動団体及び地縁組織が、ふれあいセンターなどの地域コミュニティ施設や社会教育施設等を拠点として、民間では提供されにくい各種講座等を協働して企画・実施していくことができるか検討します。

地域コミュニティの向上に向けて、市民活動団体などが相互に交流できる場や機会の充実と情報提供を進めます。

行政と地域の間にとって様々な活動の中間支援やコーディネートを担う組織について検討を進めます。

基本目標

3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 2 地域で活躍できる人材の育成と活用

小項目施策 1 地域で活動できるリーダーの養成

1 望ましい社会像とは

地域社会を形成し、地域コミュニティの向上を図るためにはリーダーの存在が欠かせません。地域の諸課題解決に向けて「地域の教育力」の向上を図るため、社会教育等各種団体（社会教育団体・福祉やボランティア団体・スポーツや文化団体など）で活動することができる多くのリーダーの育成が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>市内には、豊富な知識や経験を持った市民が多くいます。</p> <p>多様化する市民ニーズの中で、自らの課題に自ら取り組むという姿勢を持つ自治意識を持った市民の存在が求められています。また、そのような市民の公益的な活動も広がりつつあります。</p> <p>地域ではNPO法人などの市民活動団体や地縁組織といった、多くの団体が活動をしています。</p>	<p>大量退職や高齢化率の上昇などを背景に、各自が持つ知識や経験が地域で活かされること。</p> <p>より多くの市民が主体的に活動できるよう意識啓発や情報提供を進めること。</p> <p>様々な公益的な市民活動を行っている団体への支援策を検討すること。</p>

3 目指すべき方向性

地域のリーダーが、自ら地域の抱えている課題に取り組むことができるよう、支援を行います。

主体的に活動している団体の公益的な活動を支援するため、活動情報の提供機会の充実を図ります。

地域で活動するリーダーを養成する機会（講座・講演会等）の充実を図ります。

基本目標

3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 2 地域で活躍できる人材の育成と活用

小項目施策 2 高齢者が地域で活躍できる事業の推進

1 望ましい社会像とは

豊かで活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者が今までの経験や学んだ知識を活かしていただけるよう、生涯学習の基盤を築かなければなりません。そのためには、高齢者が地域で活躍することにより、「地域の教育力」の向上を図り、高齢者が社会参加をすることにより、いつまでも健康で生きがいのある人生をおくることができる社会が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>急速な少子高齢化が進む中、「団塊の世代」と言われる戦後のベビーブーム世代が高齢期を迎えます。また、高齢者世帯、高齢者単独世帯が増加傾向にあります。</p> <p>定年退職等により多くの高齢者が地域に戻ってきます。</p> <p>これまで培ってきた知識・経験・技術・ネットワーク等を持った高齢者の方々が数多くいます。</p>	<p>今後、一層の高齢化が進行していくことにより、その対応が求められ、また、高齢者の外出頻度が低下し、社会的孤立への社会的支援が求められていること。</p> <p>これまで地域と関わりの少なかった高齢者に対して、就労や生涯学習の機会を提供する組織や団体が求められていること。</p> <p>高齢者の方々に社会資源として活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくりが求められていること。</p>

3 目指すべき方向性

高齢者の生涯学習の拠点として、ふれあい・いきいきサロンや憩いの家などの身近な場所で、孤立することなく、健康を維持し、生きがいを持って暮らすことができるよう支援すると共に、生きがいづくり活動により、福祉の増進を図る取り組みを支援します。また、地域で様々な生涯学習に取り組んでいる「東村山市老人クラブ連合会」と連携し、クラブ単位の活動を引き続き支援していきます。

働く意欲のある高齢者に、できるだけ多くの就業機会を提供するため、より魅力あるシルバー人材センターとなるよう、事業活動の推進について支援をしていきます。また、進みゆく高齢化社会を健康で生きがいのある人生が送れるよう、社会問題・健康・趣味などを盛り込んだ講座を行い、生涯学習の機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりを推進していきます。高齢者による子どもを見守る意欲を活かすため、見守るためのノウハウや子どもへの関わり方などの、地域デビューするきっかけづくりを支援していきます。

これまで培ってきた豊富な知識や経験が、社会資源として活躍できる機会があることの意識啓発や情報提供等の仕組みづくりを進めていきます。そのために、知識や経験を持っている高齢者が「人材バンク」や「ボランティアセンター」に登録してもらえるようにします。

基本目標

3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 2 地域で活躍できる人材の育成と活用

小項目施策 3 人材バンク事業の推進

1 望ましい社会像とは

人材バンクとは、教育・芸術・文化・スポーツ・レクリエーション活動等の専門的な知識・技能・経験を教えてもらいたいと考えている市民に情報を提供するため、それらの知識等を持っている市民に登録してもらおう事業です。これからは更に、より多くの専門的な知識・技能・経験を持っている市民に人材バンクに登録してもらい、彼らから学びたいという市民を増やしていく必要があります。この人材バンクを通して、市民の学習意欲に応えることができます。

生涯学習等で得た豊かな知識・技能・経験を提供しようとする市民と活用の場・機会を適切にコーディネートできる社会が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
今までしてきた専門的な知識・技能・経験などを提供したいと考えている市民が多くいます。 人材バンク事業を実施し、市民が学習してきた専門的な知識・技能・経験を地域社会に活かすために、登録してもらっています。	専門的な知識・技能・経験などを提供したいという市民の声を生かすための場や機会をつくること。 人材バンクに登録していても、実際に講師を依頼されることが少ないこと。また、そのような専門的な知識・技能・経験などを持っている市民が人材バンクに登録されていることを知らない市民が多くいること。

3 目指すべき方向性

専門的な知識・技能・経験を有している市民、それらを学びたい市民の両者に、人材バンクというツールを認識してもらうように情報提供の充実を図ります。

人材バンクに登録している市民と、潜在的に学習をしたいと考えている市民を結びつけられるような新たな方法を構築するために、既存の人材バンク制度のあり方を再検討します。

基本目標

3 団体・人材の発掘・育成と活用の支援

目標 2 地域で活躍できる人材の育成と活用

小項目施策 4 ボランティア活動の推進

1 望ましい社会像とは

ボランティア活動とは、個人の自由意思に基づき、その能力や時間等を進んで提供し、社会に貢献することです。この活動の分野は、社会福祉・教育・文化・スポーツ・人権・自然環境保護・地域振興など多岐に渡っています。ボランティア活動を行うために必要な知識や技術を習得するために、多くの市民が学習し、その成果をボランティア活動の中で活かすことが出来る環境の整備が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>子育て、福祉、社会教育（青少年健全育成や図書館・公民館・ふるさと歴史館等の事業）や地域活動の各分野に、多くの市民がボランティアとして参画し、活発な活動をしています。</p> <p>多くの市民は、社会・公共のために積極的に自分を役立てたいとする意識が高まっています。また、自分の経験や知識を活かしていくことができるボランティア活動の場を求めています。</p> <p>あらゆる層の市民が、生涯学習で得た知識をボランティア活動の中で活かすことができる環境の整備を望んでいます。</p>	<p>子育て、福祉、社会教育や地域活動等の分野でのボランティア活動に必要な知識や技術の習得ができる機会を提供すること。</p> <p>ボランティアに興味のある市民は多くいるが、「どこで」その活動をすればいいのかわからない市民も大勢いること。</p> <p>生涯学習で得た知識や技術を活用する場や機会が少ないこと。</p>

3 目指すべき方向性

生涯を通じて、あらゆる層の市民が、様々なボランティア活動に取り組めるよう、家庭教育・学校教育・社会教育を通じて、ボランティアとして活動するための基礎的な学習機会の充実を図っていきます。

社会福祉協議会のボランティアセンターが担っている、ボランティア登録やコーディネート機能を活用し、ボランティアが身近であるということを発信していきます。

生涯学習で得た知識や技術が、ボランティア活動の中で活かせるよう、活躍する場や機会の情報提供を行っていきます。

基本目標

4 生涯学習の基盤整備

目標 1 生涯学習推進のネットワークづくり

小項目施策 1 生涯学習を推進するための諸施策整備

1 望ましい社会像とは

生涯学習は、「いつでも」「どこでも」「誰でも」「自由に」取り組めるものであり、組織的な学習活動だけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など、幅広い活動の中でも行われるものです。人は学習することで新しい可能性を見つけ、新しい自己を発見することもできるものであり、充実した人生を送るために、一人一人が身近なところから行動し、生涯学習に取り組んでみることを望まれています。

東村山市においても、生涯学習を推進するために、地域の特色を活かした生涯学習の振興のための施策の検討と体制の整備が望まれています。教育委員会には、生涯学習振興における中核的な役割が期待されており、市民のニーズに応え、多様かつ柔軟な施策の積極的な推進・整備と活性化が求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>市民はそれぞれ学習したいという要望を持っており、自分の学習したいプログラムや事業を求めています。</p> <p>社会教育分野以外でも、生涯学習関連の様々な講座や講習会、講演会、イベント等が行われています。</p> <p>生涯学習を推進する場として、市内には社会教育施設（図書館・公民館・市民スポーツセンター・ふるさと歴史館・八国山たいけんの里）、学校施設等の他、市民センター、ふれあいセンター、サンパルネ等の様々な施設があります。</p>	<p>市民が、何を今学習したいのか、何を求めているかを把握していく必要があること。</p> <p>庁内の各所管が各々生涯学習施策を行ってはいるが、横のつながりが少ないため、協力・連携がとれていないことや同様の内容を実施していること。</p> <p>生涯学習をさらに推進していくために、中心的機能を有する拠点機関が求められていること。</p>

3 目指すべき方向性

「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを保ちつつ、様々な学習機会を提供し、市民一人一人の生涯学習を通じた学習への支援を進めていきます。

生涯学習計画が策定されたことにより、あらゆる行政の関係者が、生涯学習への理解を深め、それぞれ自らの担当する行政に生涯学習の視点を取り入れていくことと、所管行政の範囲にこだわらず、何よりも学習者の視点に立って、他の行政や民間との協力・連携を積極的に図る様努めます。

社会教育施設は、市民の生涯学習活動を推進するための諸施策を進めていきます。特に、公民館は、生涯学習の推進を担う、中心的機能をもった拠点機関として、市民ニーズや利用実態に合わせた施設の検討及び指定管理者制度や民間活力導入などの管理運営手法の導入の検討を行っていきます。

基本目標

4 生涯学習の基盤整備

目標 1 生涯学習推進のネットワークづくり

小項目施策 2 情報の収集と発信

1 望ましい社会像とは

市民が多くの生涯学習の情報や学習機会を取捨選択し、知りたい情報をいつでも、どこでも簡単に知ることができ、なおかつ自主的に学習を行うことができるよう、情報の提供や相談体制が整った社会の構築が望まれています。また、生涯学習に関する情報の人的なつながりが構築されていることや情報提供を担う専門組織や職員の配置が望まれます。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>地域活動の情報や各種イベントの情報を分かりやすく共有化できることが望まれています。</p> <p>生涯学習に関する情報を網羅的に把握できる環境が求められています。</p> <p>生涯学習全般に関わる情報を市民に伝える広報紙として、「市報」「きょういく東村山」の誌面の一部、また社会教育施設等が発行している情報誌等があります。</p>	<p>市政・市民・地域など、様々な情報をまとめたホームページ等の情報発信の仕組みを充実させ、市民との情報共有を図ること。</p> <p>生涯学習に関する情報を網羅的に把握する中心的な機関がないこと。</p> <p>生涯学習全般に関わる情報を市民に伝えることが求められているが、市民に広く伝えきれていないこと。</p>

3 目指すべき方向性

市政や地域の情報など、市民生活に役立つ情報を提供できるように、紙媒体だけでなくホームページ等の情報発信の仕組みを充実させ、市民との情報の共有を図れるよう努めていきます。

生涯学習に関する情報を網羅的に把握する必要があるため、中心的機関の整備について調査・研究を行っていきます。

生涯学習に関わる情報の収集を行い、様々な生涯学習関連事業や団体などの紹介を含めた、広報誌を発行し、市民に多くの情報を提供していくことを調査・研究していきます。

基本目標

4 生涯学習の基盤整備

目標 2 「知の循環型社会」の構築

小項目施策 1 学習の成果を活かす機会の充実

1 望ましい社会像とは

市民一人一人が、自らの人生の中で得た知識や経験をもとに「個人のキャリア開発」「ボランティア活動」「地域社会の発展」「家庭教育支援」等、様々な場面で活かしていくことができる社会を築いていくことが重要となります。また、市民が自らのニーズに基づき学習した成果を地域社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献できる社会を築いていくことが求められています。

2 東村山市の現状と課題

現 状	課 題
<p>市民の多くは、自ら学んだ成果や人生の中で得た知識や経験を地域社会に活かしたいと考えています。</p> <p>趣味的なものや、ボランティアなど生涯学習のあらゆる分野で得た成果が、個々の自己実現を図ることに向けられています。</p> <p>多くの市民は様々な活動を通じて、無意識のうちに生涯学習活動を実践しています。</p>	<p>学んだ成果を活かしたいと考えている多くの市民に、活動していただく場の提供をどのようにしていくかを考えなければならないこと。</p> <p>個々の自己実現だけではなく、学んだ成果を持続的な教育力の向上に活かすことの大切さを市民に伝えること。</p> <p>「自らの活動が生涯学習を実践している」ということを自覚してもらう必要があること。</p>

3 目指すべき方向性

市民一人一人が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「自由に」生涯学習に取り組み、その成果を地域社会に還元していくことができるような方策を検討していきます。

生涯学習で得た成果によって、個々の自己実現だけにとどまらず、それによって得た知識を地域社会に還元することで、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献することができることを伝えていきます。

意識的に知識や技術を習得するだけでなく、自分の興味や好奇心から気軽に学んだり、生きていく上で様々な場面で自らを成長させることの全てが「生涯学習」だということをもっと認知してもらう取り組みについて、調査・研究を行っていきます。

資料編

関連用語等の解説

頁	用語	解説
5	生涯学習社会	平成3年の中央教育審議会答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』や平成4年の生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』で、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような社会とされた。この中には、いつでも自由に学習機会を選択できる社会、いつでも自由に学べる社会、学習成果が適切に評価される社会の3つの条件が含まれる。
30	おすすめ絵本パック	市立図書館が選んだ乳幼児向けの絵本20冊のセット。市内の子育て関連施設等に専用の箱に入れて配置し、訪れた親子が自由に絵本を楽しめるようにしている。セット内容の更新やメンテナンスも行っている。
	「子育て中にたくさん絵本と出会えるまち」づくり	東村山市子ども読書活動推進計画における乳幼児への取り組み事業。「おすすめ絵本パック」の設置や、市立図書館からの「読み聞かせボランティア」の派遣等により、関連機関や市民と連携して、乳幼児の親子が身近な場所で絵本に触れる機会を提供している。
32	ティーム・ティーチング	Team Teaching：複数の教師が協力して授業を行う方式の1つ。
33	ICT	情報通信技術。Information and Communication Technology の略。ネットワーク通信により情報の入手や発信、活用などを促進する技術の総称。
	ファミリールール	インターネット等による犯罪や有害情報被害から子どもを守るため、親子で話し合いながら家庭でのルール作りを推進する東京都の施策の1つ。
34	特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などを含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または、克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。
	就学支援シート	子どもが充実した学校生活を送るために入学する小学校へ提供される情報資料の1つ。
	教員サポーター	個々の教育ニーズに応じるため、特別な教育支援を必要とする児童生徒が在籍する学級に派遣する補助員。
35	青少年委員	青少年教育振興のため、青少年の余暇指導や団体の育成をすることを目的に教育委員会から委嘱されている非常勤特別職。定数15名。
	輝け！東村山っ子育て成塾	年齢の違う子どもたちが、グループになって奉仕活動や体験活動を行うことで、チームワークの大切さや規範・礼儀などを学びながら豊かな人間性を育むことを目的に教育委員会と青少年委員が協働して実施している事業。対象は小学校5年生から中学校3年生まで。
	なぎさ体験塾	東村山市・小平市・新潟県柏崎市の3市合同で実施している、青少年健全育成事業。海洋体験プログラムを中心に、普段経験することのできない「本物の体

		験」「貴重な体験」を多く取り入れた事業。
	青少年対策地区委員会	青少年をめぐる社会環境の浄化と地域における青少年の健全な育成を図ることを目的に市内中学校区域ごとに、第1地区から第7地区まで地区委員会が設立され、それぞれの地域の実情に即した活動を行うために組織化された委員会。
	放課後子ども教室	地域の大人の参画を得ながら、小学校の施設を活用して子どもたちに安全で安心な活動場所を提供する放課後対策事業。
39	国立療養所多磨全生園	明治42年に創立された国立ハンセン病療養所。
42	市民力	静岡県生涯学習推進協議会が生み出した言葉。これからの生涯学習は、単に知識や教養を深める場に留まらず、学習の中で得た知識を社会の中でいかし、地域の問題を解決する「市民力」を培う場であるとされた。
43	東村山学	東村山の歴史や民俗などを、ふるさと歴史館学芸員が詳しく紹介する講座。
45	体力づくり推進委員会	地域住民の交流と健康・体力づくりを目的として、“いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも”気軽に参加できる体力づくり活動を推進するために組織化された委員会。
46	スケアード・ストレイト	恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育方法。事故現場を再現してみせ、交通ルールの大切さ等を学ばせる活動。
49	出前授業	小学生を対象に、秋水園施設見学に付随して実施される、ごみの減量やリサイクルに関する授業。
50	ユニバーサルデザイン	年齢・性別・国籍・身体的な差異にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように配慮したデザイン。
54	地域の教育力	かつて子どもたちはその地域共同体の中で、大人たちや友人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を通じて生産・消費・文化及び日常の生活習慣を体得していた。このことを一般に「地域の教育力」と呼び、生産機能と生活機能がほぼ一致していた地域共同体を前提に存在していた。